

蓮田市
子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月
蓮田市

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化による核家族化、就労形態の多様化、地域交流の希薄化、育児不安や児童虐待の増加など子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

このことから、次世代の社会を担う子どもが健やかに成長できるまちづくりが引き続き重要な課題となっております。

本市におきましては、平成17年度に策定した「蓮田市次世代育成支援行動計画」の実績を踏まえ、平成27年4月から開始する「子ども・子育て支援新制度」の基礎となる「蓮田市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画では、子育て家庭を地域全体で支え、次世代を担う子どもたちが地域の中で様々な人と触れ合い、心身ともに健康で、楽しく成長できるように『未来を託す子どもたち、豊かな心と健康を市民みんなで育てよう！』を基本理念として定め、蓮田市第4次総合振興計画をはじめとする各種関連計画との整合も図りつつ、今後5年間の子ども・子育て支援事業を総合的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見を賜りました蓮田市児童福祉審議会の皆様をはじめ、ニーズ調査などを通じてご協力いただきました市民、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成27年3月



蓮田市長 **中野和信**

目 次

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の目的	3
2 計画の期間	4
3 計画策定の根拠	4
4 計画の整合性	4
第2章 蓮田市の状況	7
1 蓮田市の現状	7
2 女性の就労状況	16
3 保育サービス等の現状	18
4 子どもの健全育成	20
5 母子保健事業の現状	24
6 蓮田市次世代育成支援行動計画（後期計画）の重点事業の達成状況	25
7 蓮田市次世代育成支援行動計画（後期計画）の施策の評価	26
第3章 施策の基本目標	33
1 基本理念	33
2 施策の体系	34
3 基本施策と事業	35
4 子どもの数の推計	40
5 教育・保育提供区域	42
第4章 教育・保育の目標量	45
1 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期	45
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期	50
第5章 子ども・子育て支援事業及び事業内容	67
1 地域における子育て支援の充実	67
2 親と子どもの健康づくりの推進	74
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	78
4 安心して子育てができるまちづくり	84
5 仕事と子育て両立への支援	87
6 子どもの安全確保の推進	89
7 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進	91

第6章 計画の推進について	97
1 計画の周知	97
2 地域全体で取り組む子育て支援	97
3 計画の進行管理	98
資料編	101
1 計画策定の経過	101
2 蓮田市児童福祉審議会条例	102
3 蓮田市児童福祉審議会委員名簿	104
4 子どもと家庭に関する相談窓口一覧	105
5 児童関連施設一覧	106
6 蓮田市母子保健事業システム図	111

第 1 章

計画の概要



白紙のページ



第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

わが国では、少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定されました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、市町村は幼児期の質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

本市では、平成17年度に「蓮田市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子ども達が健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、保育園における待機児童の解消が喫緊の課題となっており、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。また、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、ライフステージの各段階に応じたきめ細かな支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市では、「子ども・子育て支援新制度」の施行に適切に対応し、待機児童対策をはじめとした子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むとともに、認定こども園・幼稚園・保育園における教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、本市の子どもたちの幼児期における健やかな育成を図っていくため、本計画において、本市の子ども・子育て支援の取組について定めます。




蓮田市マスコットキャラクター

『はすぴい』



2 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して平成 27 年度から平成 31 年度までを一期とした5年間を計画期間とします。

平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
第4次総合振興計画(平成20年度～平成29年度)								次期計画	
蓮田市次世代育成支援行動計画(後期計画)									
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">継続性</div> 				
					蓮田市子ども・子育て支援事業計画				

3 計画策定の根拠

(1) 計画の法的根拠

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画として位置づけます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、蓮田市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取組を推進します。

4 計画の整合性

本計画は、子ども子育て支援法に基づき、既存計画の「蓮田市第4次総合振興計画」、「蓮田市障がい福祉計画」、「蓮田市障がい者基本計画」及び「健康はすだ 21」との整合性を図りながら策定するものです。

第2章

蓮田市の状況



白紙のページ



第2章 蓮田市の状況

1 蓮田市の現状

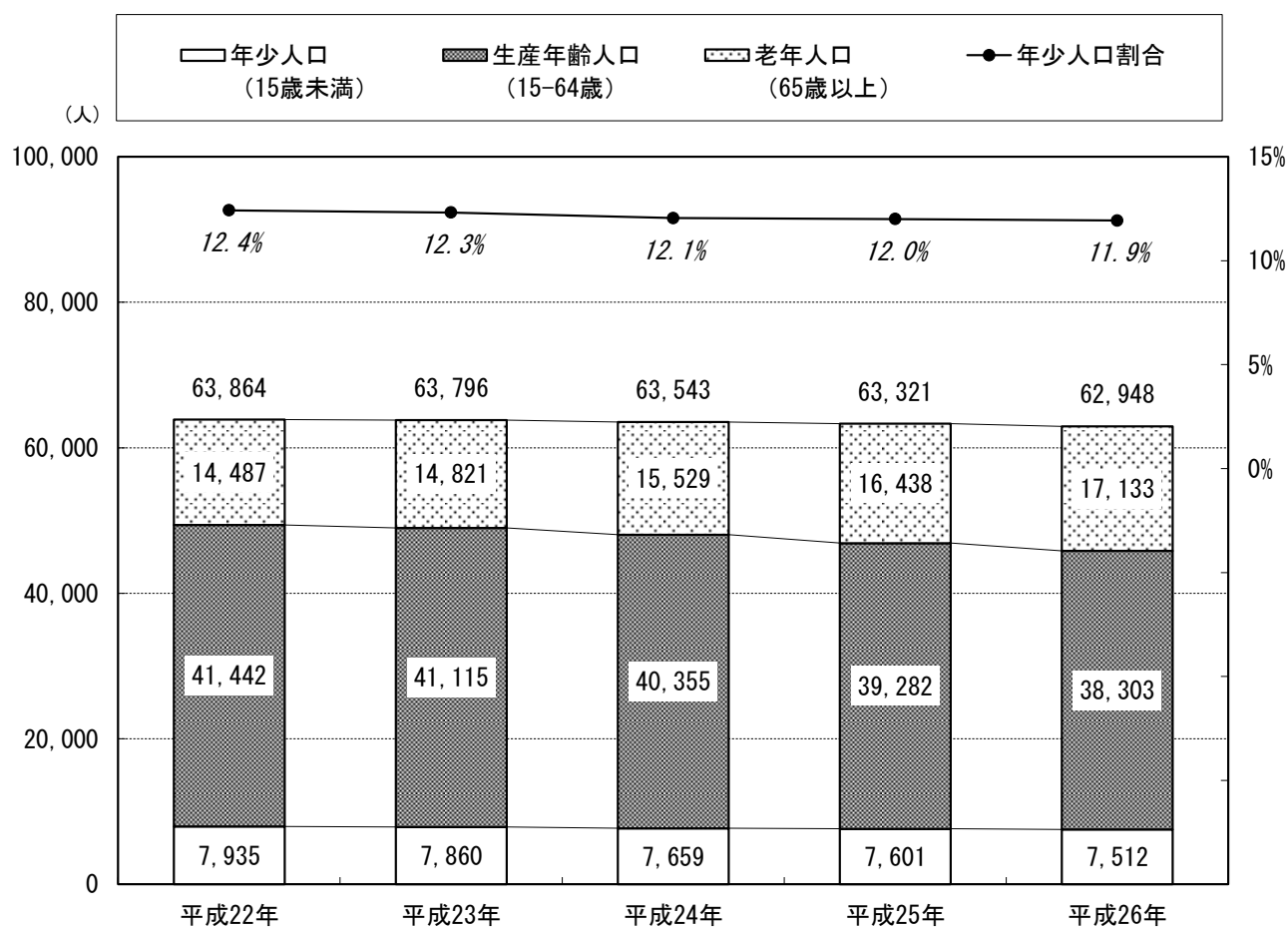
(1) 人口の推移

平成26年4月1日現在の総人口は62,948人となっています。

総人口は減少傾向で推移しており、平成22年から平成26年までの減少数を平均すると毎年約230人の減少となっています。

年齢3区分別の人口は、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移し、老年人口は増加傾向で推移しています。

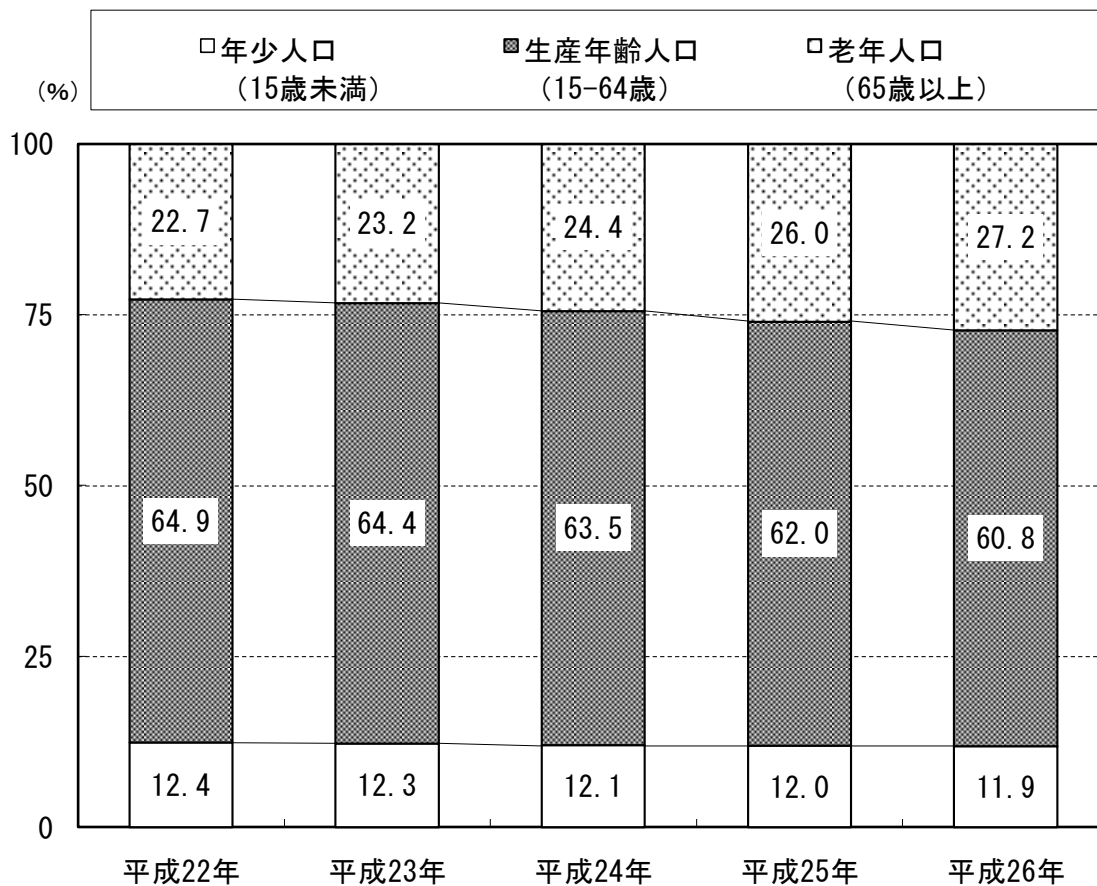
年齢3区分別の平成22年から平成26年まで減少数の平均をみると、毎年、年少人口が約105人、生産年齢人口が約785人の減少で、老年人口が約660人の増加となっており、少子化、高齢化が進行しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



年齢3区分の割合をみると、老年人口は平成22年の22.7%から平成26年には27.2%と4.5ポイント増加していますが、生産年齢人口は4.1ポイント、年少人口は0.5ポイントの減少となっています。

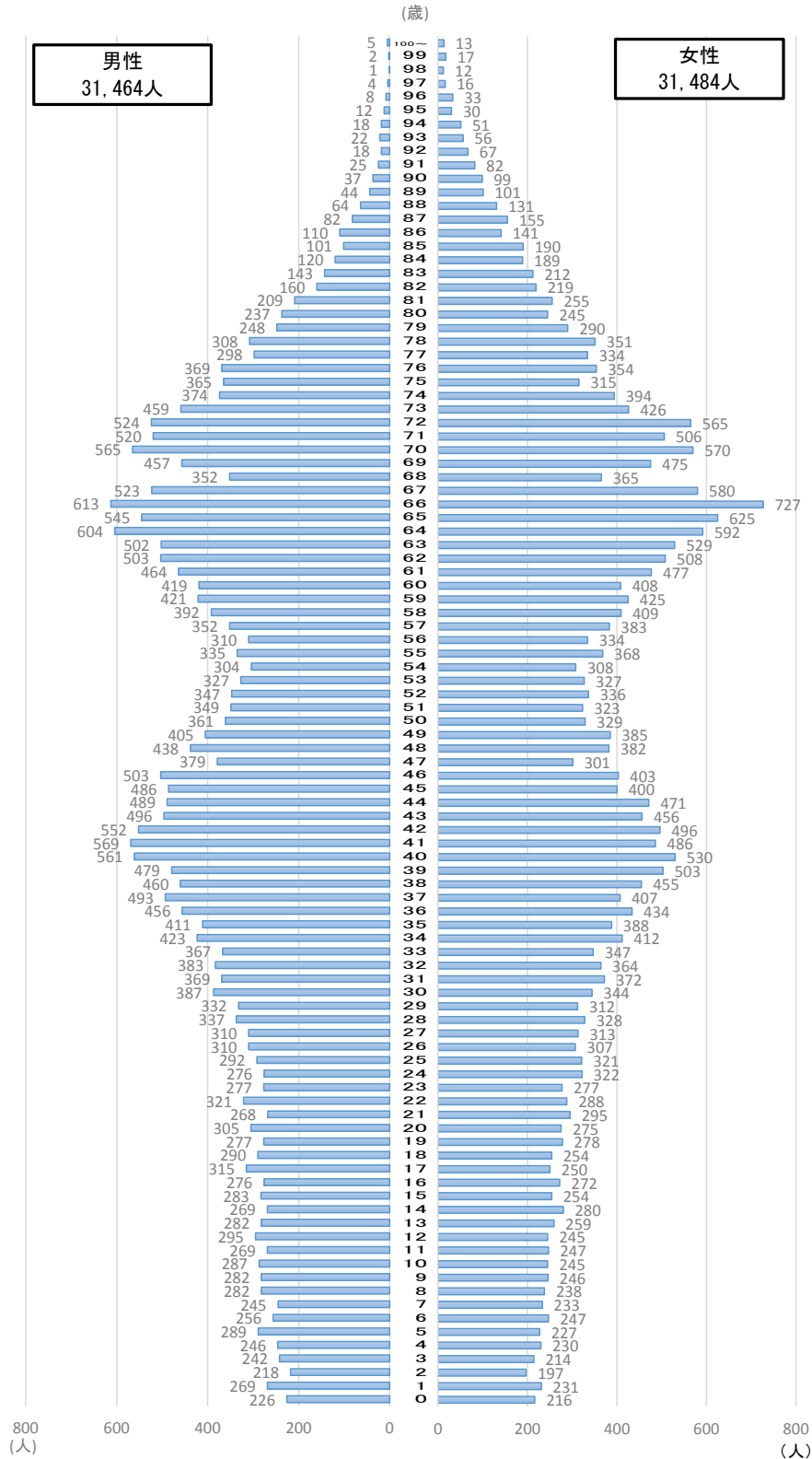


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



(2) 人口構成

平成26年4月1日現在の1歳毎の男女別人口の形状を見ると、65歳前後と40歳前後の人口が多く、年齢が低くなるに従って人口も少なくなる形状となっています。

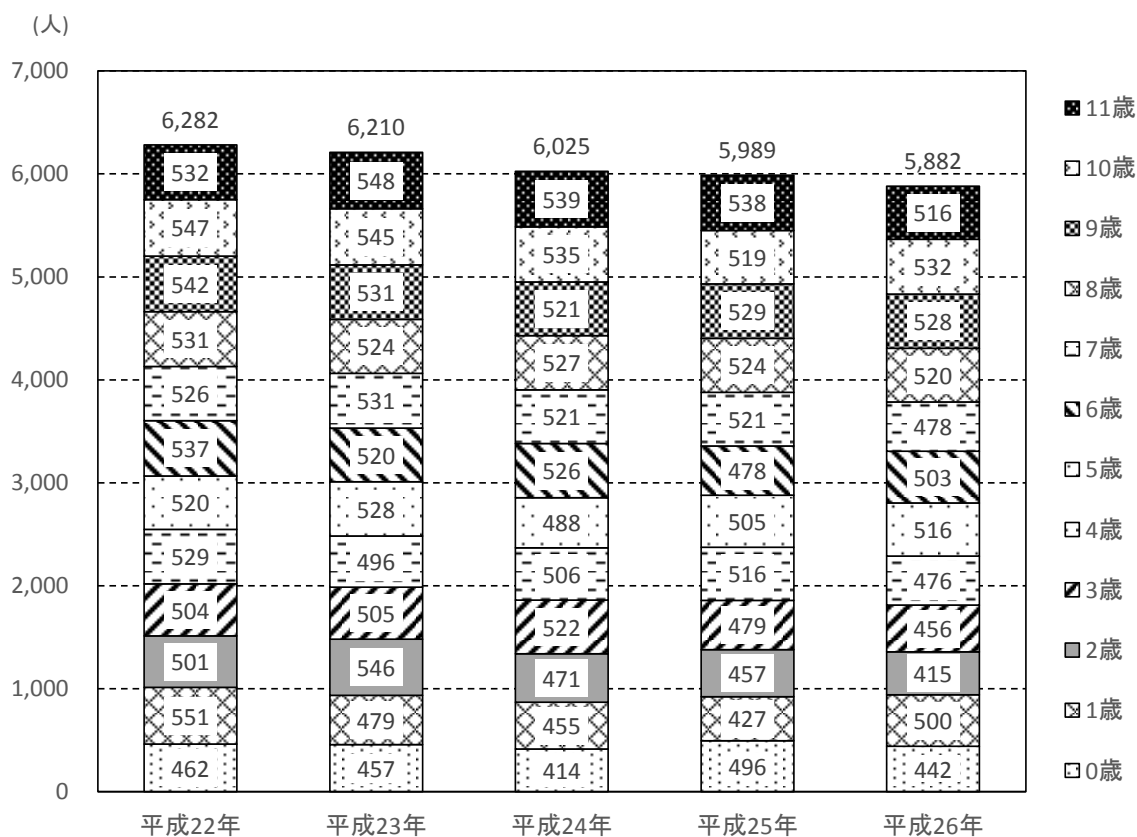


資料：住民基本台帳



(3) 子どもの数

11歳以下の児童数（乳幼児及び小学校児童）は毎年減少しており、平成26年は5,882人と平成22年と比較して400人減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

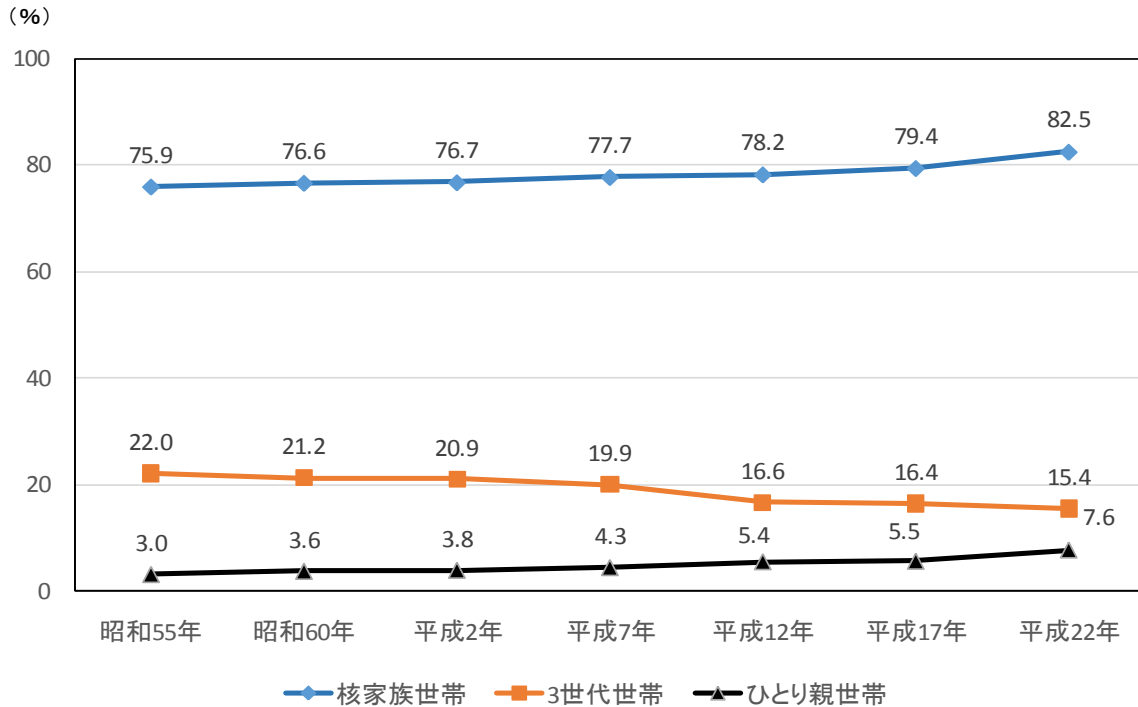


(4) 世帯数の推移

18歳未満の児童がいる世帯の割合では、核家族世帯とひとり親世帯は増加傾向で推移し、3世代世帯の割合は減少傾向で推移しています。

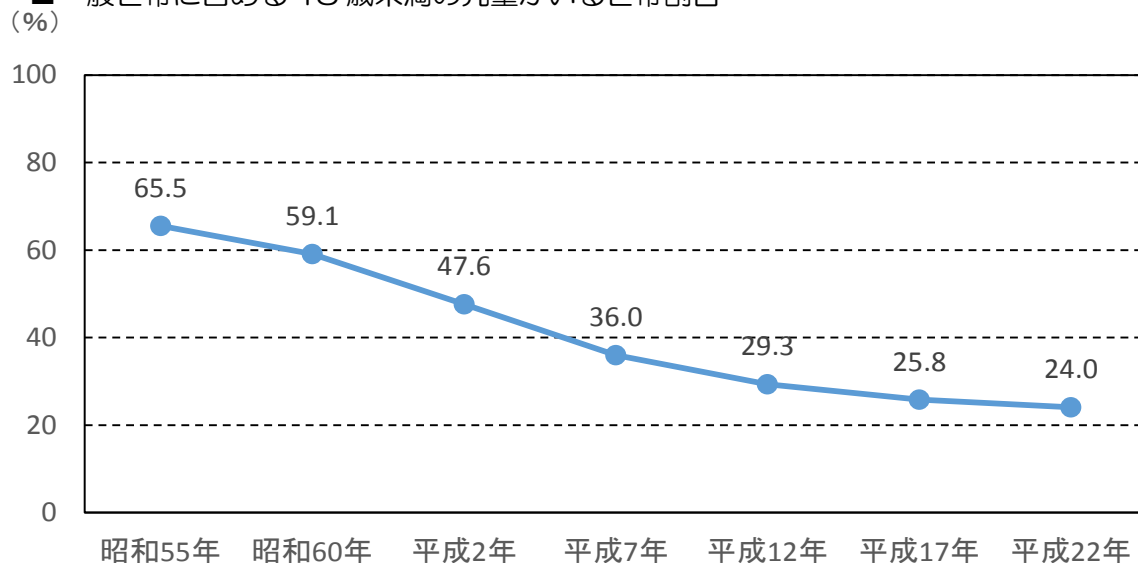
また、一般世帯総数に占める18歳未満のいる世帯数は、少子化の進行とともに割合も減少傾向で推移しており、平成22年には24.0%となっています。

■ 18歳未満の児童がいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

■ 一般世帯に占める18歳未満の児童がいる世帯割合

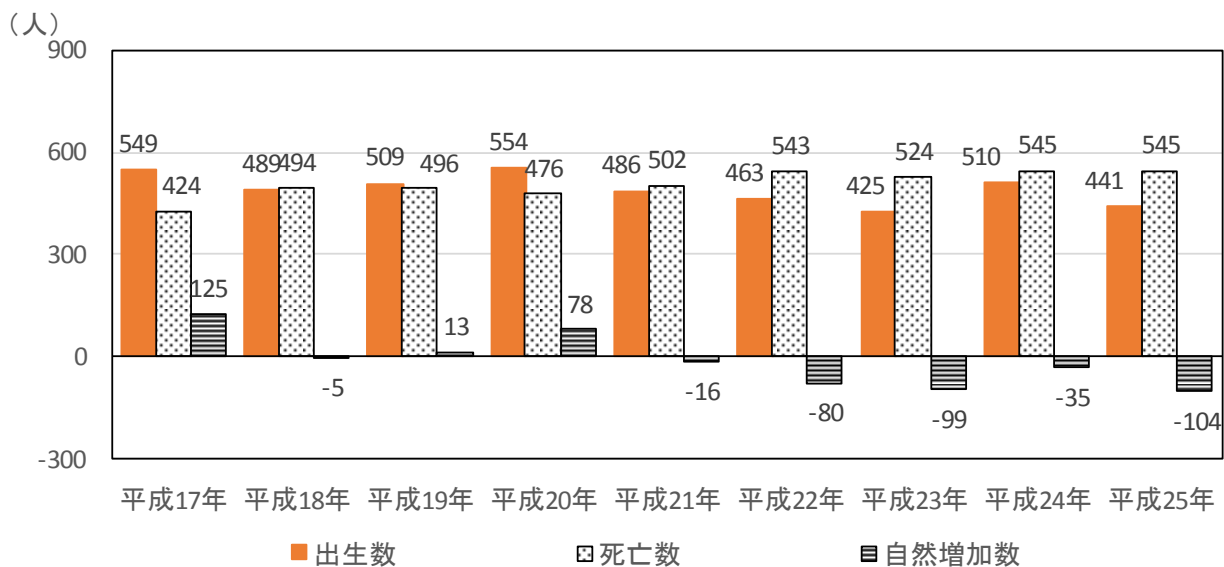


資料：国勢調査



(5) 自然動態

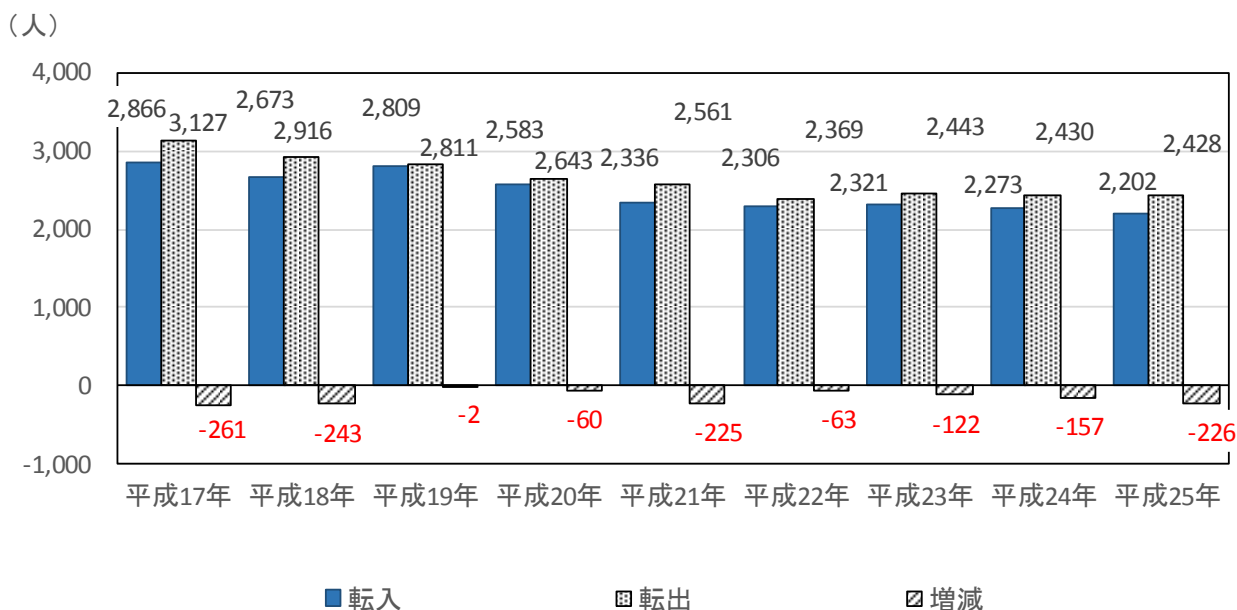
出生数から死亡数を減算することによる人口の自然動態は、平成20年までは出生数が死亡数を上回るか、ほぼ同じ数値で推移していましたが、平成21年以降は死亡数が出生数を上回り、自然増加数は、平成21年以降連続でマイナスとなっています。



資料：統計はすだ、住民住民基本台帳（各年4月1日現在）

(6) 社会動態

転入数から転出数を減算することによる人口の社会動態では、平成17年以降毎年、転出数が転入数上回り、社会動態はマイナスで推移しています。



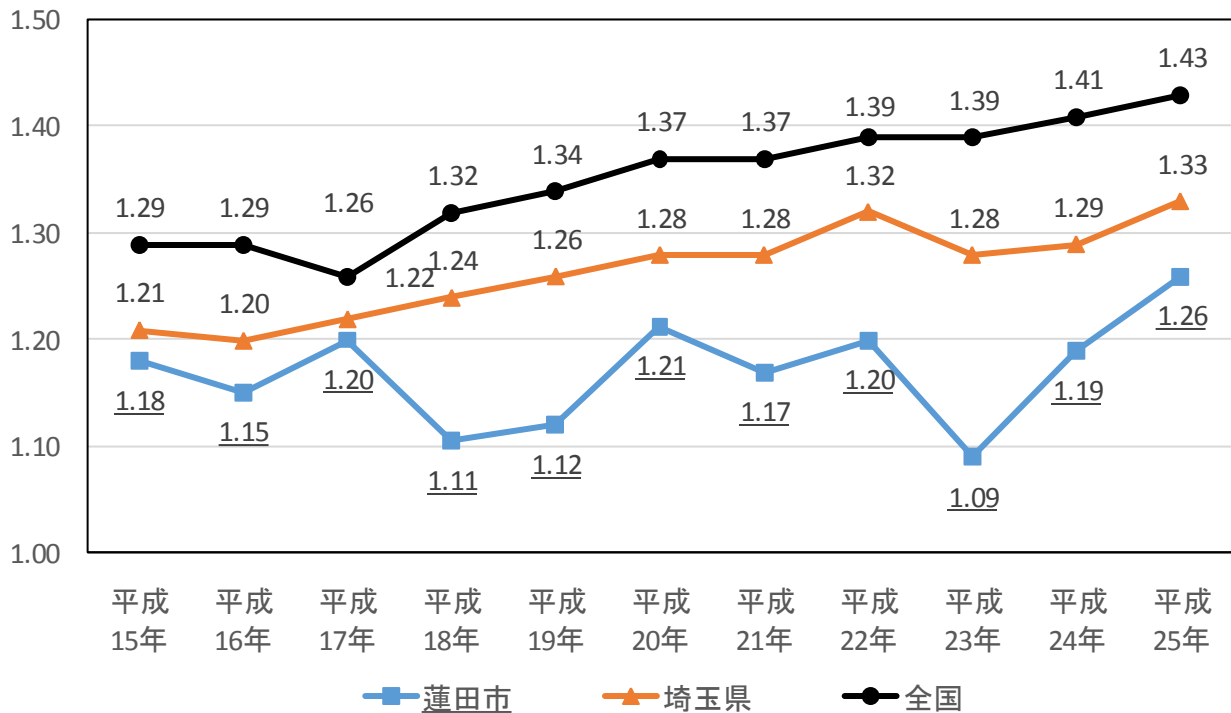
資料：統計はすだ、住民基本台帳（各年4月1日現在）



(7) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数です。

国や県は緩やかな増加傾向で推移していますが、本市は国や県平均を下回って推移しています。



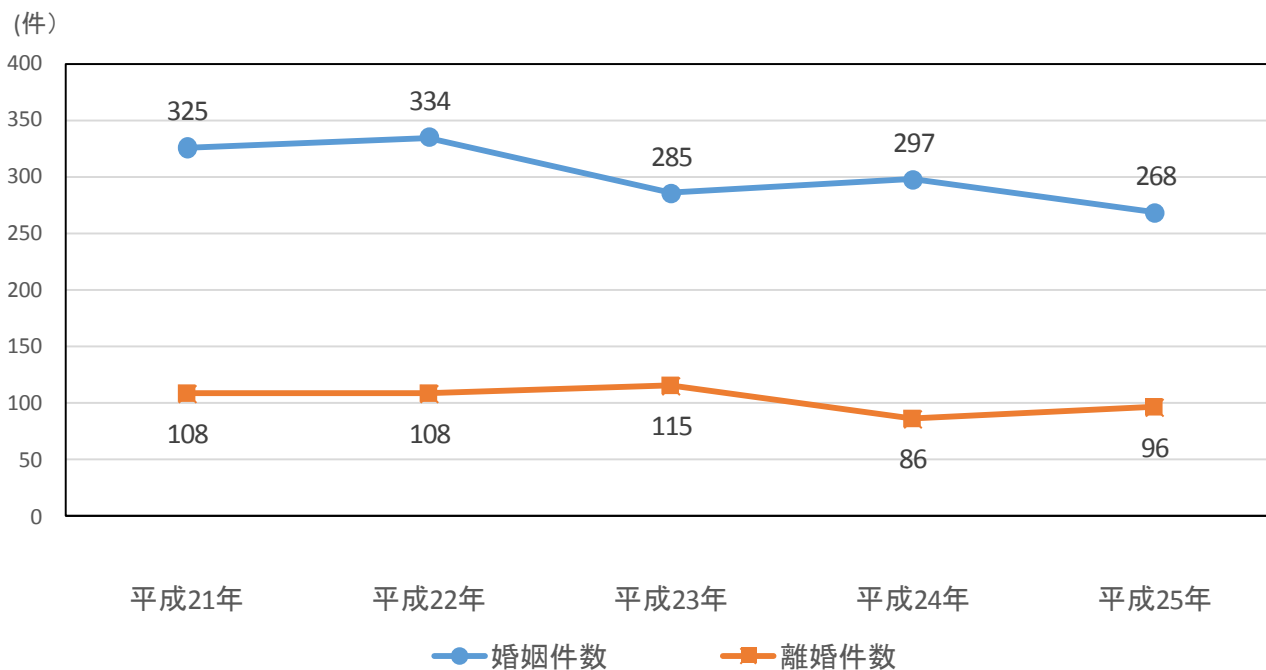
資料：埼玉県保健統計年報





(8) 婚姻、離婚件数

婚姻件数は減少傾向で推移しており、平成25年は268件となっています。
 離婚件数は平成23年の115件が最も多く、横ばい傾向で推移しています。



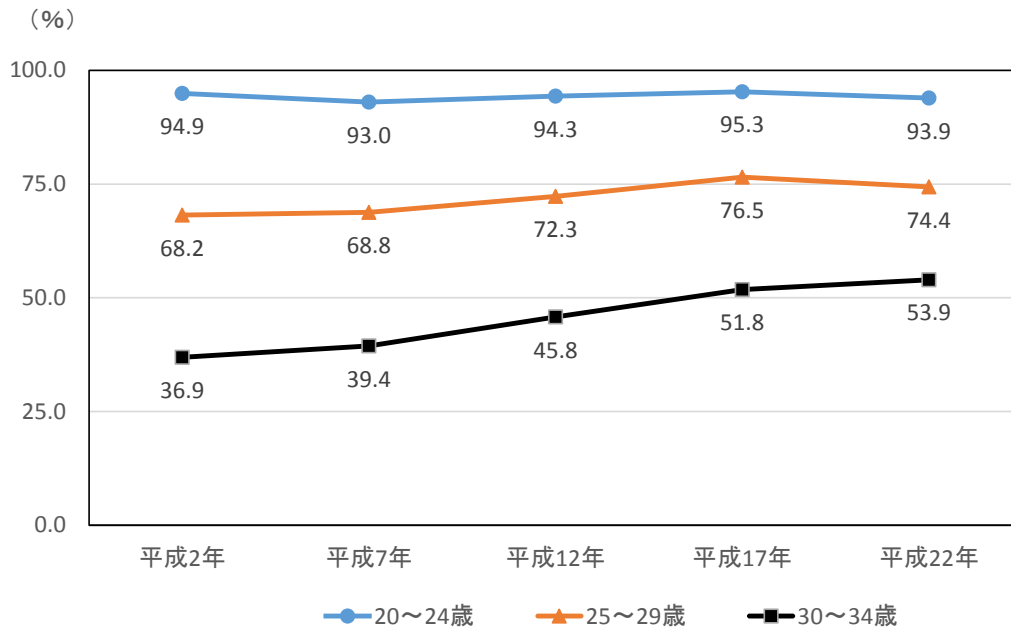
資料：埼玉県保健統計年報



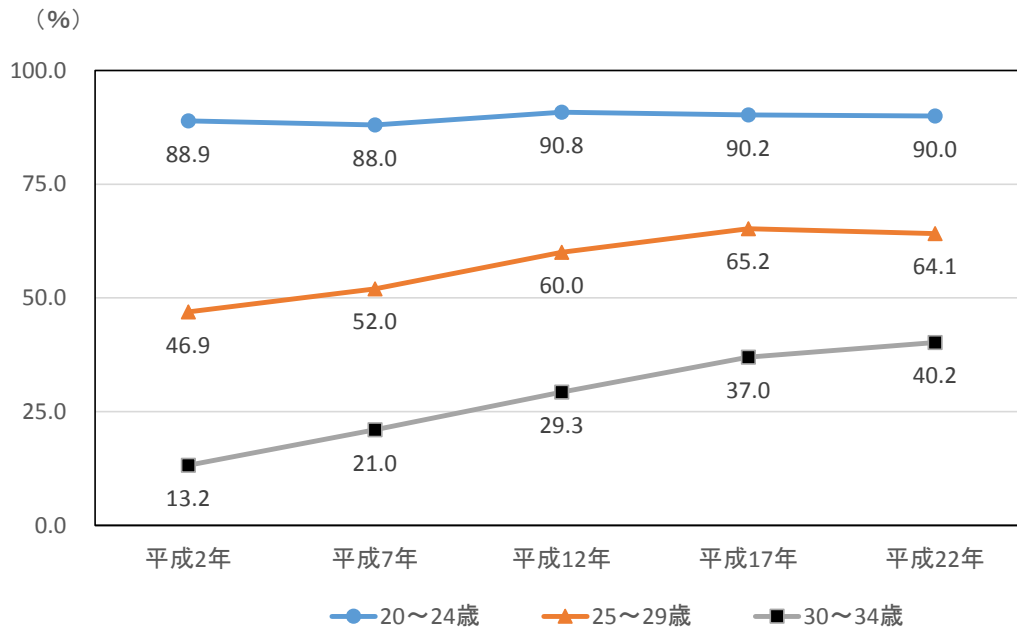
(9) 未婚率の推移

未婚率の状況は、全体的に増加傾向で推移しています。

■年齢階層別未婚率の推移（男性）



■年齢階層別未婚率の推移（女性）



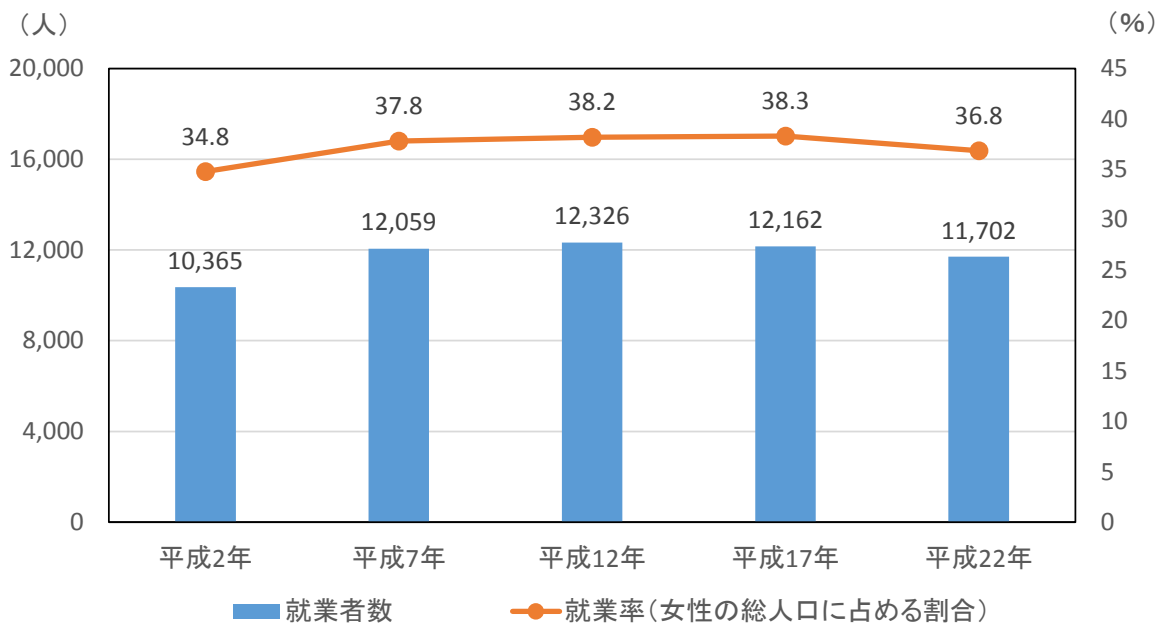


2 女性の就労状況

(1) 産業別就労者の状況

女性の就業者数は、平成22年が平成17年を下回り、平成12年をピークに減少傾向となっています。

また、平成22年の女性の総人口に占める就業者の割合も平成17年と比較して、1.5ポイント減少しています。



資料：国勢調査

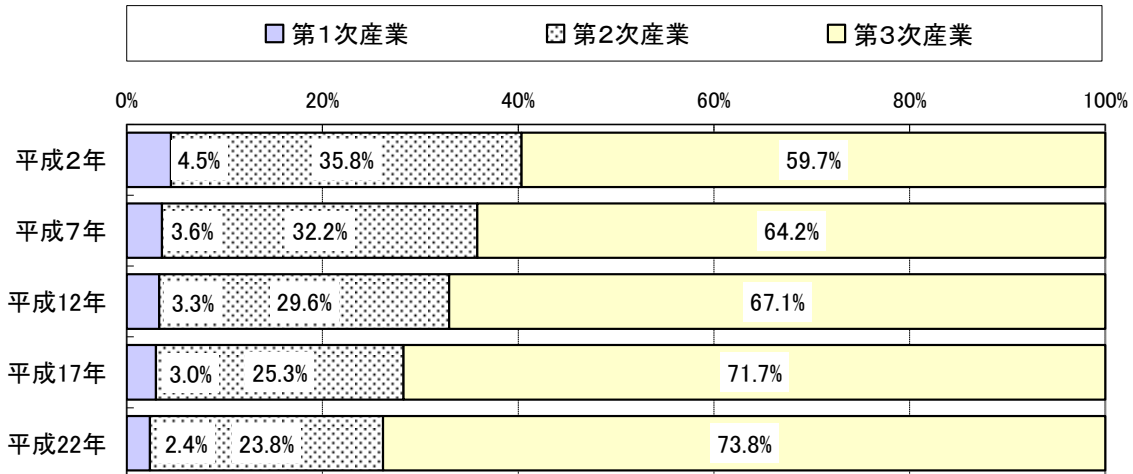


(2) 女性の就業人口

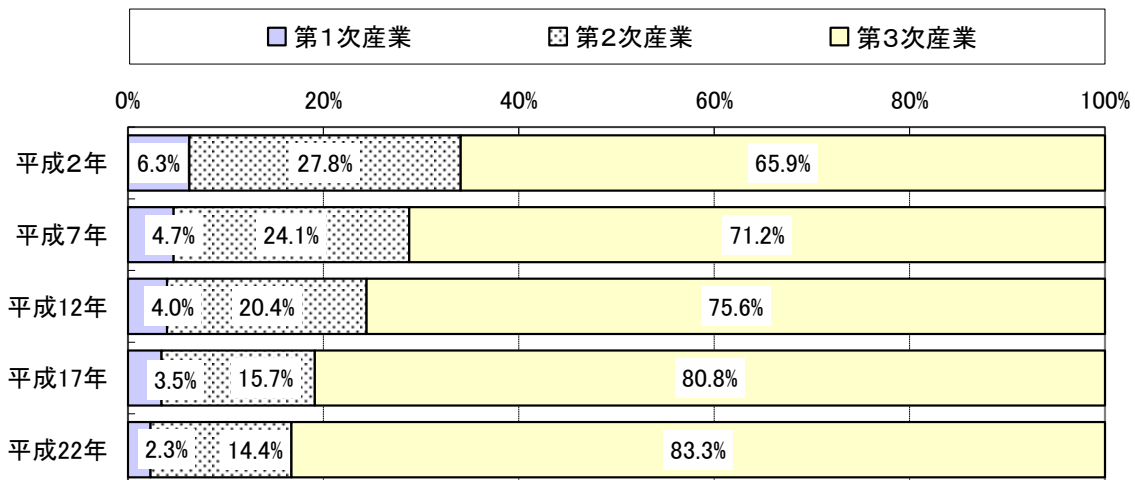
産業別の就業者割合の推移（全体）をみると、第3次産業の割合が増加傾向で推移しています。

同様に女性の割合をみると、第3次産業の割合は全体と比較しても増加しています。

■産業別就業者数の推移 全体（男女合計）



■産業別就業者数の推移 女性



資料：国勢調査



3 保育サービス等の現状

(1) 認可保育園の状況

認可保育園は、平成 25 年度末、公立 6 園、私立 1 園が整備されています。
園児数は増加傾向にあり、平成 26 年 3 月 1 日現在、500 人となっています。

■認可保育園の推移

単位：か所、人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公立保育園	5	6	6	6	6
私立保育園	1	1	1	1	1
合計	6	7	7	7	7
定員	440	530	530	530	530

※蓮田ねがやど保育園H22.5.1 開設

■園児数

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0歳	22	33	34	33	36
1歳	70	80	71	75	71
2歳	78	93	96	88	87
3歳	82	86	96	105	94
4歳	95	84	88	105	109
5歳	90	98	81	85	103
合計	437	474	466	491	500

※在籍児童数は各年度の3月1日現在の人数



(2) 幼稚園の状況

幼稚園は、平成 25 年 5 月 1 日現在、私立 5 園が整備されています。

園児数は減少傾向にあり、平成 25 年 5 月 1 日現在、710 人となっています。

■幼稚園の推移

単位：か所、人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公立の幼稚園	0	0	0	0	0
私立の幼稚園	5	5	5	5	5
合計	5	5	5	5	5
定員	1,610	1,610	1,610	1,610	1,575

資料：学校基本調査（各年度 5 月 1 日現在）

■園児数

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
3 歳	193	209	210	199	189
4 歳	266	316	289	263	259
5 歳	285	338	317	289	262
合計	744	863	816	751	710

資料：学校基本調査（各年度 5 月 1 日現在）





4 子どもの健全育成

(1) 子育て関連施設

市内の子育て関連施設は以下のとおりとなっています。

No.	施設	か所数
1	子育て支援センター	3
2	子育てひろば	3
3	児童センター	1
4	保育園(公立6・私立2)	8
5	幼稚園	5
6	小学校	8
7	中学校	5
8	学童保育所(公立9・私立1)	10

■内訳

① 子育て支援センター

No.	名称
1	閨戸保育園子育て支援センター
2	黒浜保育園子育て支援センター
3	子育て支援センターしらゆり

② 子育てひろば

No.	名称
1	つどいの広場・おひさま
2	子育てひろば・ぽこ
3	児童センター子育てひろば

③ 児童センター 1か所



④ 保育園

公立（平成26年4月1日現在）

No.	保育園名	定員
1	中央保育園	90人
2	閨戸保育園	110人
3	黒浜保育園	90人
4	蓮田南保育園	70人
5	東保育園	60人
6	蓮田ねがやど保育園	90人
合 計		510人

私立（平成26年4月1日現在）

No.	保育園名	定員	備考
1	新宿保育園	20人	1、2歳児のみ
2	しらゆり保育園	45人	0、1、2歳児のみ

⑤ 幼稚園（平成26年5月1日現在）

No.	幼稚園名	定員
1	大山幼稚園	420人
2	黒浜幼稚園	280人
3	蓮田幼稚園	420人
4	しらゆり幼稚園	280人
5	新宿幼稚園	175人
合 計		1,575人

※平成26年4月1日から、しらゆり保育園としらゆり幼稚園は認定こども園しらゆりとして運営しています。



⑥ 小学校（平成26年5月1日現在）

No.	小学校名	児童数	学級数
1	蓮田南小学校	643人	20学級
2	蓮田北小学校	238人	9学級
3	平野小学校	241人	11学級
4	黒浜小学校	404人	14学級
5	蓮田中央小学校	570人	20学級
6	黒浜西小学校	345人	13学級
7	黒浜南小学校	323人	13学級
8	黒浜北小学校	282人	12学級
合 計		3,046人	112学級

⑦ 中学校（平成26年5月1日現在）

No.	中学校名	生徒数	学級数
1	蓮田中学校	379人	13学級
2	平野中学校	141人	6学級
3	黒浜中学校	356人	11学級
4	蓮田南中学校	334人	11学級
5	黒浜西中学校	300人	10学級
合 計		1,510人	51学級

⑧ 学童保育所（平成26年4月1日現在）

No.	学童保育所名	定員
1	中央学童保育所	60人
2	黒浜西学童保育所	36人
3	蓮田南学童保育所	30人
4	黒浜南学童保育所	30人
5	平野学童保育所	30人
6	蓮田北学童保育所	30人
7	黒浜学童保育所	60人
8	黒浜北学童保育所	25人
9	蓮田ねがやど学童保育所	60人
10	ともだち学童クラブ(私立)	20人
合 計		381人

**(2) 学童保育所の状況**

平成 25 年度末現在、学童保育所数は 10 か所で総在籍児童数は 273 人となっています。
在籍児童数は平成 23 年度以降横ばいで推移しています。

■学童保育所の推移

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学童保育所	8	8	9	10	10
在籍児童数	242	269	279	272	273
定 員	271	301	331	351	351

※在籍児童数は各年度の3月1日現在の人数

※H22.4.1・・・中央学童保育所30人定員増

※H23.4.1・・・蓮田ねがやど学童保育所開設

※H24.4.1・・・ともだち学童保育所（私立）開設

■在籍学童数の推移

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 年生	94	105	117	87	105
2 年生	84	94	89	116	75
3 年生	64	70	73	64	88
4 年生以上	0	0	0	5	5
合 計	242	269	279	272	273

※在籍児童数は各年度の3月1日現在の人数



5 母子保健事業の現状

(1) 健康診査事業

乳幼児健康診査は、4健康診査において95%前後の受診率を達成しています。

■乳幼児健康診査受診率

(単位：%)

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
1	3～4か月児 健康診査	95.6	96.7	97.1	96.3	97.3
2	9～10か月児 健康診査	94.7	94.9	95.8	96.8	94.7
3	1歳6か月児 健康診査	95.8	94.7	95.3	93.6	95.4
4	3歳児 健康診査	92.6	95.4	94.0	97.8	93.8





6 蓮田市次世代育成支援行動計画（後期計画）の重点事業の達成状況

次世代育成支援行動計画（後期計画）重点事業で設定した目標値の達成状況は以下のとおりです。

事業名		単位	26年度 目標値	26年度達成 見込み	備考
通常保育 事業	3歳児未満	人	237	242	保護者の労働や疾病等により、家庭において児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり、保育園での保育を実施します。
	3歳児以上	人	336	333	
延長保育事業		か所	4	2	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育園において通常の開園時間を超えて保育を行います。
		定員	310	75 (実人数)	
休日保育事業		か所	1	0	日曜・祝日など休日の保育ニーズに対応するため、保育園において休日保育します。
		人	10	—	
病児・ 病後児 保育事業	病児・病後児対応型	か所	1	0	保育園等に通所している児童が病気又は回復期にあり、保護者等が労働等により家庭で保育できない場合に、一時的に保育園や病院等に付託された専用スペースで保育します。医療機関等の協力による実施を目指します。
		開設日数	250	—	
	体調不良児対応型	か所	2	0	
		開設日数	500	—	
放課後児童健全育成事業		か所	9	10	保護者が労働や疾病等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童について、保育を実施します。
		定員	426	381	
地域子育て支援拠点事業		か所	5	6	子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談、情報提供等を実施します。各中学校区に1か所設置します。
一時預かり事業		か所	3	2	保護者等の労働や疾病等で一時的・緊急的に幼児を保育できなくなった場合や、育児疲れの解消等を図るために、幼児を保育園等で一時的に預かります。
		延人数	805	460	
ファミリーサポートセンター事業		か所	1	1	育児の援助を受けたい人で行いたい人を会員とし、一時的な預かりや保育園・幼稚園等の送迎等、育児についての助け合いを行います。今後取組の充実を図ります。



7 蓮田市次世代育成支援行動計画（後期計画）の施策の評価

蓮田市次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本目標別に、基本施策の実施状況から以下の評価を担当課で実施しました。

評価方法

- A：予定通り事業を実施した
- B：事業に一部着手した
- C：事業に未着手であった

■基本目標1 地域における子育て支援の充実

基本施策	事業数	評価		
		A	B	C
(1)家庭における子育て支援の充実	2	2	0	0
(2)相談、情報提供による子育て支援	6	6	0	0
(3)保育サービスの充実	10	8	0	2
(4)子どもの健全育成	19	16	3	0
(5)子どもの権利が守られる地域づくり	2	2	0	0

■課題

基本目標1の「地域における子育て支援の充実」では、「(3)保育サービスの充実」の「病児・病後児保育事業」が未着手となりました。病児・病後児保育施設については、参入事業者がなく、整備がなかなか進まない状況です。そのため、広域での体制づくりを含めて、検討する必要があります。

「(4)子どもの健全育成」の「青少年育成市民会議の推進」及び「子育てサークルへの育成支援」が一部着手の状況です。また、「青少年相談員、主任児童委員などの活動の推進」は青少年相談員の応募がなく活動できなかったことから、事業内容を検討する必要があります。



■基本目標2 親と子どもの健康づくりの推進

基本施策	事業数	評価		
		A	B	C
(1) 妊娠期・乳幼児期からの健康づくり	13	13	0	0
(2) 小児医療の充実	1	1	0	0
(3) 思春期における健康づくり	2	2	0	0
(4) 食育の推進	3	3	0	0

■課題

基本目標2の「親と子どもの健康づくりの推進」では、予定通り事業を実施しました。引き続き事業内容の見直しや事業の周知を図り、各事業を充実させていくことが必要です。

■基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本施策	事業数	評価		
		A	B	C
(1) 次代の親の育成	2	2	0	0
(2) 子どもの生きる力の育成	2	2	0	0
(3) 子どもの豊かな心の育成	9	9	0	0
(4) 健やかな体の育成	4	4	0	0
(5) 信頼される学校づくり	7	7	0	0
(6) 幼児教育の充実	1	1	0	0
(7) 家庭教育への支援の充実	2	2	0	0
(8) 地域の教育力の向上	3	3	0	0
(9) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	1	1	0	0

■課題

基本目標3の「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」では、予定通り事業を実施しました。引き続き事業内容の見直しや事業の周知を図り、各事業を充実させていくことが必要です。



■基本目標 4 安心して子育てできるまちづくり

基本施策	事業数	評価		
		A	B	C
(1)住みやすい居住環境の推進	3	3	0	0
(2)安全な道路交通環境の整備	1	1	0	0
(3)安心して外出できる環境の整備	3	3	0	0
(4)安全なまちづくりの推進	2	2	0	0
(5)子どもが生き生きと遊べる環境づくり	4	4	0	0

■課題

基本目標4の「安心して子育てできるまちづくり」では、予定通り事業を実施しました。引き続き居住環境や道路交通環境の見直しなど推進して行く必要があります。

■基本目標 5 仕事と子育ての両立への支援

基本施策	事業数	評価		
		A	B	C
(1)仕事と子育ての両立への支援	2	2	0	0
(2)男女共同参画意識の高揚	2	2	0	0

■課題

基本目標5の「仕事と子育ての両立への支援」では、予定通り事業を実施しました。引き続き育児休業制度や育児休業給付制度の周知を図るとともに、女性の再就職へ向けての情報提供の充実を図る必要があります。

また、男女共同参画セミナーへの参加を促し、男女共同参画意識の推進を図ることが必要です。

■基本目標 6 子どもの安全確保の推進

基本施策	事業数	評価		
		A	B	C
(1)子どもの交通安全対策の推進	4	4	0	0
(2)子どもを犯罪から守る環境づくり	4	4	0	0
(3)被害に遭った子どもの保護の推進	1	1	0	0

■課題

基本目標6の「子どもの安全確保の推進」では、予定通り事業を実施しました。引き続き子どもの安全を確保するために、関係機関・団体による防犯パトロールを促進するとともに、防犯ボランティア活動の推進を図る必要があります。



■基本目標 7 要保護児童へのきめ細かな取組の推進

基本施策	事業数	評価		
		A	B	C
(1)児童虐待防止に向けての取組	5	5	0	0
(2)ひとり親家庭などの自立支援の推進	7	7	0	0
(3)障がいを持つ子どもへの支援	5	5	0	0

■課題

基本目標7の「要保護児童へのきめ細かな取組の推進」では、予定通り事業を実施しました。引き続き、要保護児童の早期発見、早期対策の推進が必要です。



第3章

施策の基本目標



白紙のページ



第3章 施策の基本目標

1 基本理念



未来を託す子どもたち、

豊かな心と健康を市民みんなで育てよう！

親が安心して子育てができる環境の中で、未来を担う子どもたちが、豊かな心と希望を持って健やかに育つことは、市民の願いです。

子育てを親だけの責務と考えず、子育て家庭を地域全体で支え、次世代を担う子どもたちが地域の中で様々な人と触れ合い、心身ともに健康で、楽しく成長できるように、「未来を託す子どもたち、豊かな心と健康を市民みんなで育てよう！」を蓮田市の基本理念とします。



2 施策の体系

基本理念に基づき、蓮田市次世代育成支援行動計画を引き継ぎ、以下の7つの項目を基本目標に掲げます。

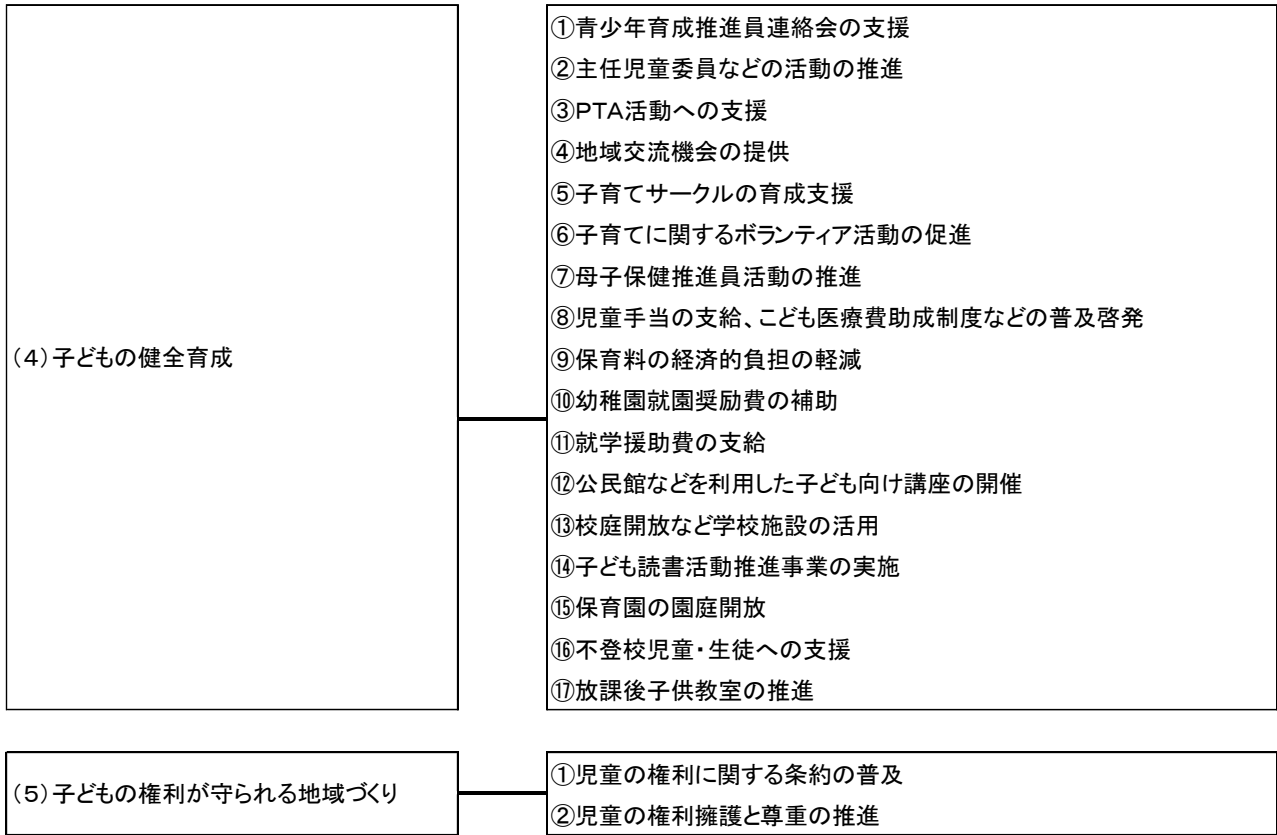
基本理念	基本目標	基本施策
未来を託す子どもたち、豊かな心と健康を市民みんなで育てよう！	1 地域における子育て支援の充実	(1) 家庭における子育て支援の充実
		(2) 相談、情報提供による子育て支援
		(3) 保育サービスの充実
		(4) 子どもの健全育成
		(5) 子どもの権利が守られる地域づくり
	2 親と子どもの健康づくりの推進	(1) 妊娠期・乳幼児期からの健康づくり
		(2) 小児医療の充実
		(3) 思春期における健康づくり
		(4) 食育の推進
	3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次代の親の育成
		(2) 子どもの生きる力の育成
		(3) 子どもの豊かな心の育成
		(4) 健やかな体の育成
		(5) 信頼される学校づくり
		(6) 幼児教育の充実
		(7) 家庭教育への支援の充実
		(8) 地域の教育力の向上
		(9) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4 安心して子育てできるまちづくり	(1) 住みやすい居住環境の推進
		(2) 安全な道路交通環境の整備
		(3) 安心して外出できる環境の整備
		(4) 安全なまちづくりの推進
		(5) 子どもが生き生きと遊べる環境づくり
	5 仕事と子育ての両立への支援	(1) 仕事と子育ての両立への支援
		(2) 男女共同参画意識の高揚
	6 子どもの安全確保の推進	(1) 子どもの交通安全対策の推進
		(2) 子どもを犯罪から守る環境づくり
		(3) 被害に遭った子どもの保護の推進
7 要保護児童へのきめ細かな取組の推進	(1) 児童虐待防止に向けての取組	
	(2) ひとり親家庭などの自立支援の推進	
	(3) 障がいを持つ子どもへの支援	



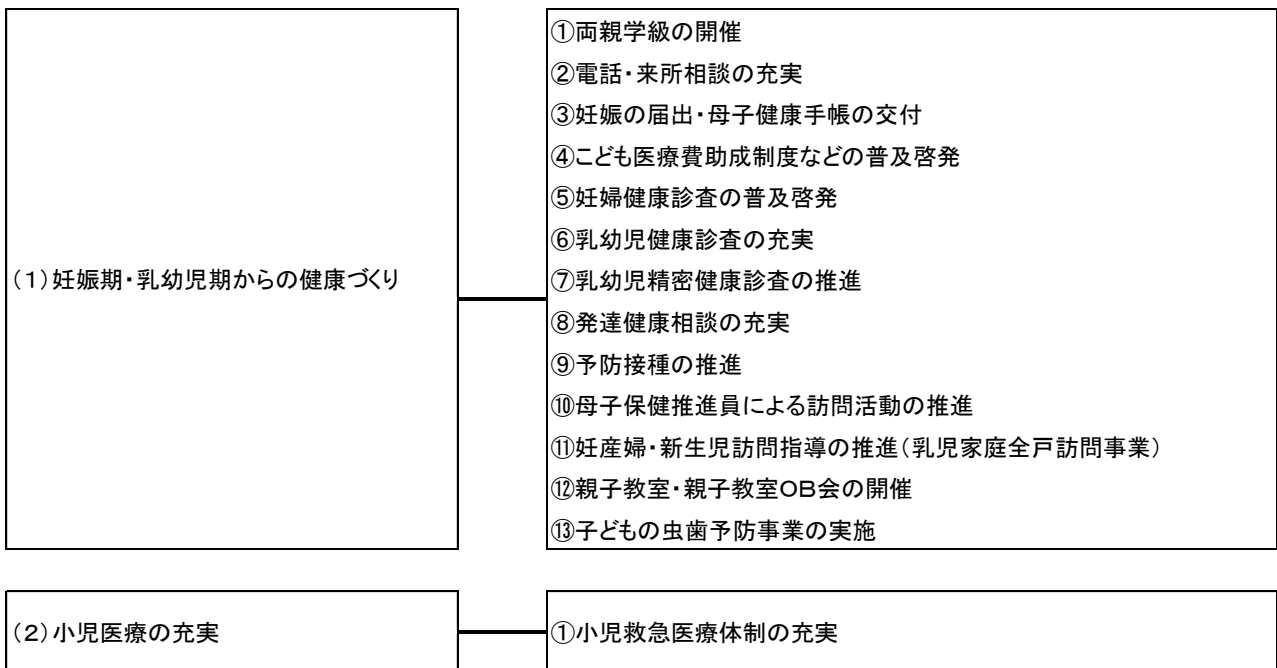
3 基本施策と事業

1 地域における子育て支援の充実

(1) 家庭における子育て支援の充実	①ファミリー・サポート・センター事業の推進 ②一時預かりの推進
(2) 相談、情報提供による子育て支援	①つどいの広場の充実 ②地域子育て支援センターの整備充実 ③幼稚園などに関する情報提供の促進 ④関係機関連携による相談体制の充実 ⑤子育て情報誌の発行
(3) 保育サービスの充実	①通常保育事業の充実 ②特定教育・保育施設の支援 ③地域型保育事業の支援 ④家庭保育室の支援 ⑤延長保育の拡充 ⑥病児・病後児保育事業の実施 ⑦保育園の整備・拡充 ⑧学童保育所の整備・拡充 ⑨学童保育所の保育内容などの充実 ⑩保育士、学童保育所指導員などの研修の充実 ⑪特別支援学校放課後児童クラブの運営支援 ⑫発達や個性に応じた保育内容の充実 ⑬保育サービスに関する情報提供



2 親と子どもの健康づくりの推進





(3) 思春期における健康づくり	①性や性感染症予防に関する正しい知識の普及 ②喫煙、飲酒防止教育、薬物乱用防止教育の充実
(4) 食育の推進	①食に関わる団体の活動支援 ②食に関する学習会などの開催 ③食育の推進連携体制の充実

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成	①子育てなどの意義に関する普及啓発 ②中・高校生などと乳幼児との触れ合いの推進
(2) 子どもの生きる力の育成	①子どもの学力向上への支援 ②外部人材の活用
(3) 子どもの豊かな心の育成	①豊かな心を育てる教育、福祉教育の推進 ②子どもの体験、交流活動の充実 ③文化、芸術活動の推進 ④自然や科学と親しむ活動の充実 ⑤環境学習の推進 ⑥国際交流、地域間交流の推進 ⑦ボランティア活動の推進 ⑧蓮田の歴史や伝統文化との触れ合いの促進 ⑨図書館などにおける学習活動の充実
(4) 健やかな体の育成	①スポーツ活動の推進 ②健康教育の推進 ③子どもの健康や体力の増進 ④スポーツ指導者の活用の推進
(5) 信頼される学校づくり	①特色ある学校づくりの推進 ②教員の資質向上 ③安全管理に関する取組の推進 ④情報化に対応した教育の推進 ⑤国際性を育む教育の推進 ⑥特別支援教育の充実 ⑦小・中学校の改修
(6) 幼児教育の充実	①認定こども園、幼稚園、保育園、小学校との連携



(7) 家庭教育への支援の充実	①家庭教育への支援の充実 ②教育指導者の活用の推進
(8) 地域の教育力の向上	①地域のスポーツ環境の整備 ②親子で参加できるイベントの開催 ③子ども会など地域活動の機会の充実
(9) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	①健全育成対策の充実

4 安心して子育てできるまちづくり

(1) 住みやすい居住環境の推進	①住宅の確保に関する情報提供 ②融資制度利用の促進 ③シックハウス対策の推進
(2) 安全な道路交通環境の整備	①安全な道路交通環境の整備
(3) 安心して外出できる環境の整備	①公共施設などのバリアフリー化の推進 ②子育てにやさしい公共施設などの整備 ③パパ・ママ応援ショップ事業の実施
(4) 安全なまちづくりの推進	①街路灯などの整備の推進 ②防災対策の充実
(5) 子どもが生き生きと遊べる環境づくり	①公園の整備推進 ②児童センター事業の充実 ③学校施設の環境整備及び活用の推進 ④農林地などの保全及び多面的活用の促進

5 仕事と子育ての両立への支援

(1) 仕事と子育ての両立への支援	①育児休業制度の普及定着 ②再就職・再雇用の情報提供
(2) 男女共同参画意識の高揚	①男女共同参画意識の普及啓発 ②男性の子育て参加の促進



6 子どもの安全確保の推進

(1) 子どもの交通安全対策の推進	①交通安全教育の推進 ②交通指導員の配置 ③放置自転車対策の推進 ④チャイルドシートの正しい使用方法の徹底
(2) 子どもを犯罪から守る環境づくり	①関係機関・団体によるパトロールの実施 ②防犯ボランティア活動の推進 ③街路灯設置及び維持管理 ④防犯意識の啓発
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進	①被害に遭った子どもの保護の推進

7 要保護児童へのきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止に向けての取組	①児童保護相談の充実 ②要保護児童対策地域協議会の推進 ③親と子の心の健康づくり対策の推進 ④里親制度の普及啓発 ⑤養育支援訪問事業の実施
(2) ひとり親家庭などの自立支援の推進	①児童扶養手当などの支給及び普及啓発 ②JR通勤定期乗車券割引制度の普及啓発 ③母子家庭の母親の就業促進 ④母子及び寡婦福祉資金貸付制度の周知 ⑤優先入所の推進 ⑥母子家庭等自立支援給付金事業の実施
(3) 障がいを持つ子どもへの支援	①障がい児保育の推進 ②早期発見体制の充実 ③療育体制の整備 ④障がい児在宅福祉サービスの充実 ⑤障がい児の保護者への経済的支援



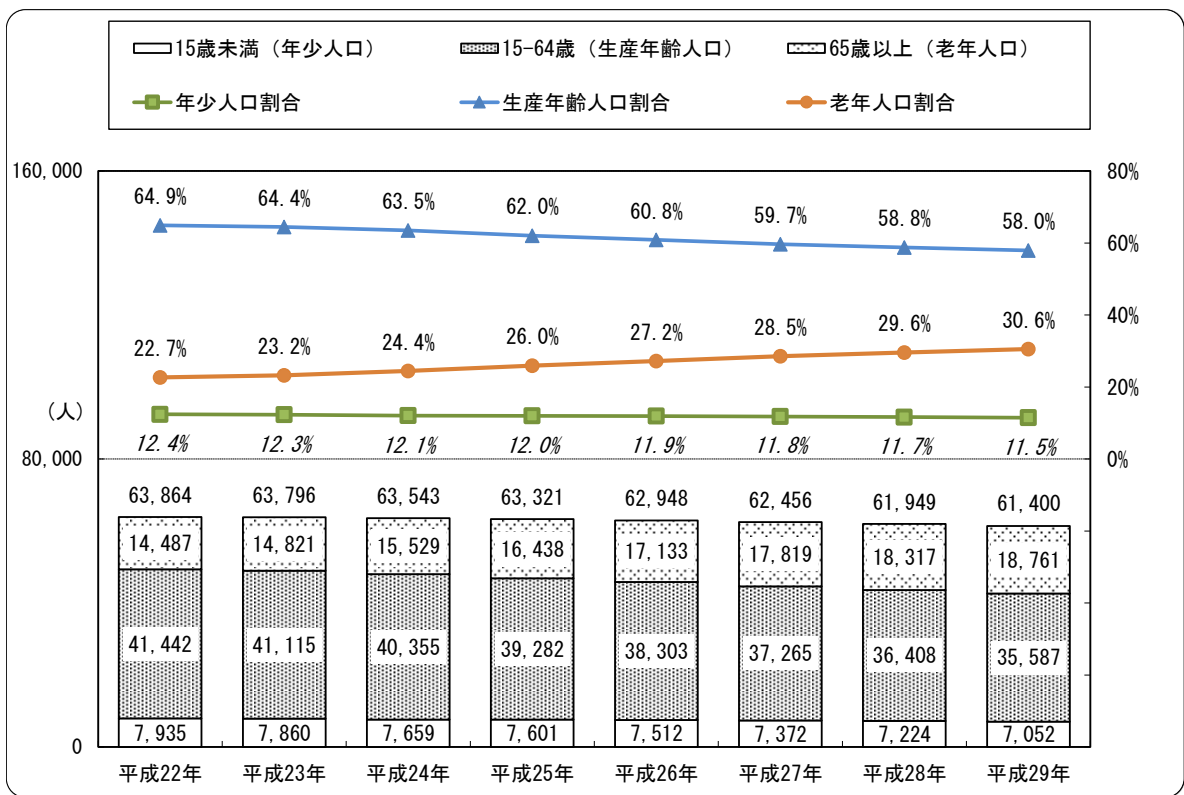
4 子どもの数の推計

(1) 総人口の推計

平成22年4月から平成26年4月の住民基本台帳人口から人口推計をした結果、総人口は減少傾向で推移すると見込まれます。

年齢3区分別にみると、65歳以上(老年人口)は増加傾向で推移すると見込まれ、15歳未満(年少人口)、15~64歳(生産年齢人口)は減少傾向で推移すると見込まれます。

■人口推計



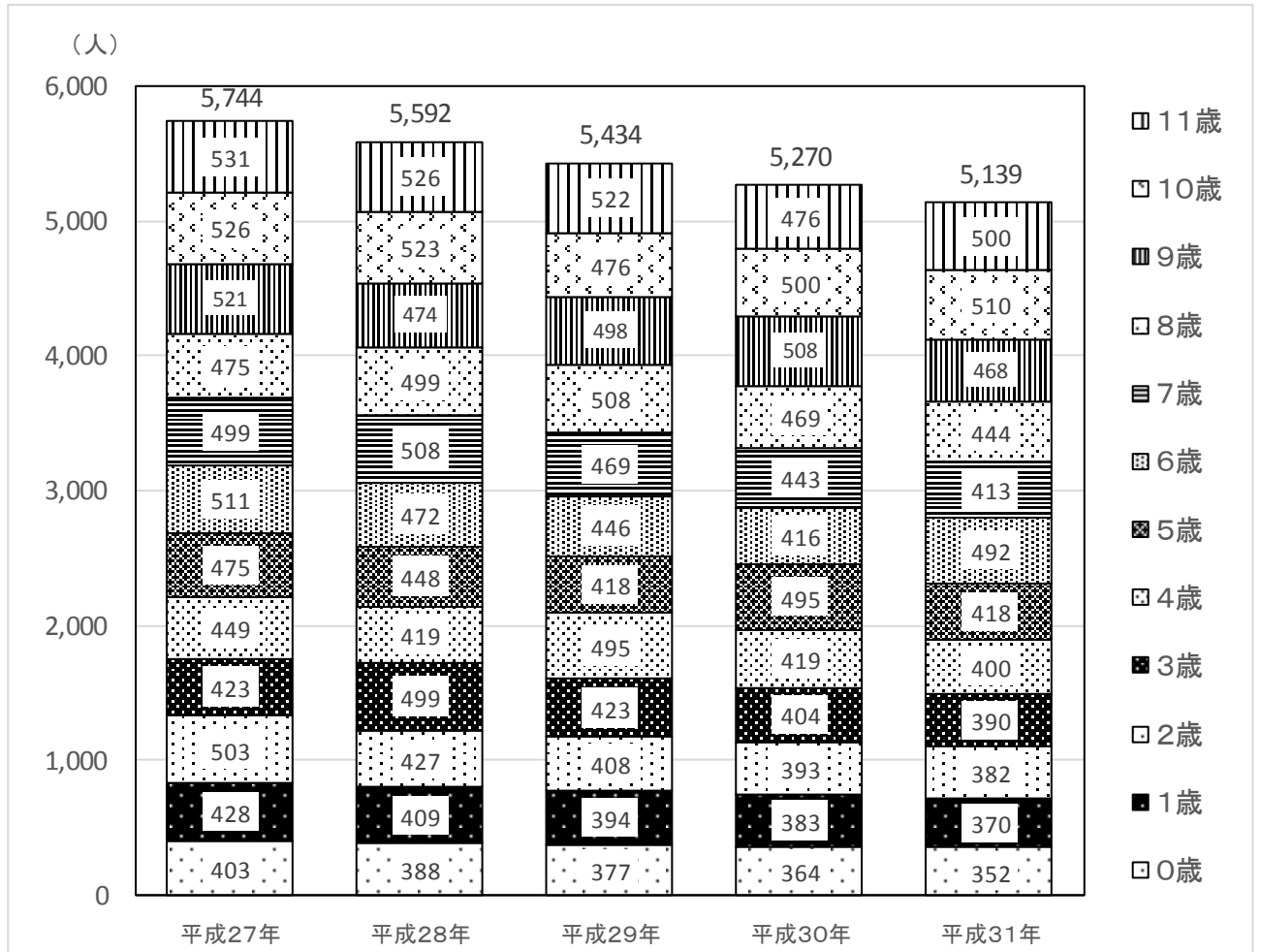
※コーホート変化率法による推計：平成22年～平成26年における人口変化率を適用

※資料：住民基本台帳



(2) 将来の児童数の推計

本市における11歳までの将来の児童数は、平成31年には5,139人となると推計しています。本計画期間である平成27年から平成31年までに600人程度の児童が減少すると推計しています。



資料：コーホート変化率法による推計値（各年4月1日）



5 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。

子ども・子育て支援事業計画には、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保方策を記載することが必要となります。

(2) 区域設定

本市においては、保育園が小学校区や中学校区を超えて広域的に利用されている状況です。また、幼稚園についても、市外の幼稚園へ通園するなど市域を超えた広域的な利用があります。

こうしたことを踏まえると、利用者の選択肢を居住区域の周辺に限らず、広域的な区域を設定することが教育・保育事業の向上につながると考えられることから、市内全域を1区域として設定することにします。



第4章

教育・保育の目標量



白紙のページ



第4章 教育・保育の目標量

1 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

(1) 教育・保育認定について

「認定こども園」「幼稚園」「保育園」「地域型保育事業」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われます。

■認定区分

認定区分	利用時間	施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園 地域型保育事業

※1号認定の教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

※夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定（2号認定）を受けることができる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、教育標準時間認定（1号認定）を受けて幼稚園を利用することが可能です。

※保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。本市では保育の必要性に係る労働時間の下限を1ヶ月あたりの64時間としています。

教育標準時間：1日4時間の幼児教育

保育標準時間：1日最大11時間の保育（主にフルタイムの労働を想定）

保育短時間：1日最大8時間の保育（主にパートタイムの労働を想定）



(2) 教育・保育施設について

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園と保育園に加え、両方の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ります。

また、新たな市町村の認可事業として、地域型保育事業を創設し、待機児童の多い0歳から2歳児の受け入れ枠の拡充を図ります。

財政支援では、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び地域型保育事業への給付（「地域型保育給付」）を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して給付を行います。

施設・事業		事業概要
教育・保育施設	認定こども園	保護者の就労状況に関わらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設。
	幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設。
	保育園	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。
地域型保育事業	家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）で保育を行う事業。
	小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行う事業。
	事業所内保育事業	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業。
	居宅訪問型保育事業	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において、1対1で保育する事業。

※幼稚園や事業者が新制度に対応する（確認を受ける）かどうかは、各園や事業者が決めることになっています。



(3) 教育・保育施設の需要量及び確保方策

① 0歳児保育（3号認定子ども）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して子ども預けることができるよう、認定こども園、保育園及び地域型保育事業において、0歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保方策

単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み		82	79	77	74	72
確保方策	特定教育保育施設（認定こども園・保育園）	43	49	49	54	54
	地域型保育事業	17	17	17	17	17
	認可外保育施設	2	2	2	2	2
確保方策の合計		62	68	68	73	73

② 1・2歳児保育（3号認定子ども）

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して子どもを預けることができるよう、認定こども園、保育園及び地域型保育事業において、1・2歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保方策

単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み		282	253	243	235	228
確保方策	特定教育保育施設（認定こども園・保育園）	199	223	223	253	253
	地域型保育事業	39	39	39	39	39
	認可外保育施設	6	6	6	6	6
確保方策の合計		244	268	268	298	298



③ 3～5歳児教育・保育（1号認定子ども及び2号認定子ども）

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園、幼稚園及び保育園において、3～5歳児教育・保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び確保方策

単位：人

		H27年度			H28年度		
		1号 認定	2号認定		1号 認定	2号認定	
			教育希望	保育希望		教育希望	保育希望
量の見込み		962	143	318	976	145	322
量の見込みの合計		1,105		318	1,121		322
確保 方策	特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）	135		357	135		399
	確認を受けない幼稚園	1,295		—	1,295		—
	認可外保育施設	—		7	—		7
確保方策の合計		1,430		364	1,430		406
		H29年度			H30年度		
		1号 認定	2号認定		1号 認定	2号認定	
			教育希望	保育希望		教育希望	保育希望
量の見込み		954	142	315	943	139	311
量の見込みの合計		1,096		315	1,082		311
確保 方策	特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）	135		399	135		444
	確認を受けない幼稚園	1,295		—	1,295		—
	認可外保育施設	—		7	—		7
確保方策の合計		1,430		406	1,430		451



		H31 年度		
		1号 認定	2号認定	
			教育希望	保育希望
量の見込み		863	128	285
量の見込みの合計		991		285
確保 方策	特定教育・保育施設（認 定こども園・幼稚園・保 育園）	135		444
	確認を受けない幼稚園	1,295		—
	認可外保育施設	—		7
確保方策の合計		1,430		451





2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期

(1) 子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策

本市では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業を実施するため、計画期間における事業の量の見込みと確保方策について次のように計画しています。

① 利用者支援事業【新規】

事業概要	子育て家庭の保護者や妊婦等が、認定こども園・幼稚園・保育園等での教育・保育や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。
対象者	子育て家庭の保護者、妊婦等

■現状

子ども支援課窓口や地域子育て支援拠点などで情報提供・相談にしています。

また、子育てガイドブックを発行し、市内子育て関連施設や各種制度の紹介をしています。

■量の見込みと確保方策

本事業については、市内に1か所整備する計画です。子育て家庭の保護者や妊婦等の個別のニーズを把握し、適切な利用支援を行う予定です。

●量の見込みと確保方策

単位：か所

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1



② 地域子育て支援拠点事業

事業概要	子育て支援センターやつどいの広場で、子育て家庭の親子の交流の場の提供、育児相談、子育てに関する講習会・情報提供等を行う事業です。
対象者	子育て家庭の親子、妊婦等

■現状

子育て支援センター2か所、つどいの広場1か所、子育てひろば2か所において、育児相談、子育て講座、子育てサークルの育成支援、子育て情報の提供などを行っています。平成25年度には利用者のニーズに応え、「子育てひろば・ぽこ」の開設日を週3日から週5日に増やしました。

●地域子育て支援拠点事業の実施状況

単位：か所、人

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	3	3	5	5	5
延べ利用親子数	14,604	13,428	23,748	23,352	19,224

■量の見込みと確保方策

引き続き、地域子育て支援拠点において事業量の確保に努め、利用者のニーズに応える運営をしていきます。

●量の見込みと確保方策

単位：か所、人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
量の見込み	51,372	47,136	45,396	43,896	42,516	
確保方策	施設数	6	6	6	7	7
	利用人数	51,372	47,136	45,396	43,896	42,516



③ 妊婦健康診査事業

事業概要	安全な分娩と健康な子どもの出産のため、妊娠週数に応じた妊婦健康診査の受診費用を助成する事業です。
対象者	すべての妊婦

■現状

妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せて妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査の受診を勧めています。現在の健康診査の助成回数は14回となっています。

●妊婦健康診査事業の実施状況

単位：人

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
受診実人数	472	463	454	479	437
延べ受診者数	2,233	2,230	5,648	6,038	5,537

※妊婦健康診査の助成は、平成21年度と平成22年度が5回、平成23年度からは14回となりました。

■量の見込みと確保方策

引き続き、妊婦の利便性の向上と受診勧奨に努めます。

●量の見込み

単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	受診実人数	403	388	377	364	352
	延べ受診者数	5,642	5,432	5,278	5,096	4,928
確保方策		5,642	5,432	5,278	5,096	4,928



④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

事業概要	生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、保健師・助産師等が赤ちゃんの体重測定や育児等の相談、乳幼児健康診査、予防接種等のご案内を行い、育児支援を図る事業です。
対象者	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

■現状

本市では、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として実施しています。助産師による新生児訪問や母子保健推進員による訪問、職員の訪問で対応しています。3～4か月児健康診査での把握数を含めるとほぼ全件の状況が把握できています。未把握者については、予防接種の実施状況の確認や健康診査受診の再勧奨・訪問等を行い把握に努めます。

●こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施状況

単位：人

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
訪問乳児実人数	265	313	239	276	325

■量の見込みと確保方策

引き続き、訪問実施率の向上に努め、継続して支援が必要と判断された家庭については、保健師、助産師、ケースワーカー等が連携し、適切なサービスの提供につなげていきます。

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	403	388	377	364	352
確保方策	403	388	377	364	352



⑤ 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の支援をする事業です。
対象者	妊産婦、乳幼児・児童及びその養育者

■現状

本市では、専門員を派遣する養育支援事業としてではなく、養育のための支援が必要と認められる妊産婦、乳幼児・児童及びその養育者に対して、保健師・助産師等が個別に自宅訪問を行い、養育に関する相談、指導、助言を行っています。

●養育支援訪問事業の実施状況

単位：人

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
訪問実人数	13	19	13	14	20

■量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。引き続き、他の事業の結果などから対象者の把握に努め、必要な事業量の確保に努めます。

●量の見込みと確保方策

単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	訪問実人数	30	30	30	30	30
確保方策		30	30	30	30	30



⑥-1 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要	保護者の労働や疾病等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。
対象者	支援が必要な家庭

■現状

本市では、ショートステイ事業においては、児童相談所と連携を図り、児童養護施設等への委託により対応しています。市内で事業を実施している施設はありません。

●ショートステイ事業の実施状況

単位：か所

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	0	0	0	0	0

■量の見込みと確保方策

引き続き、児童相談所と連携し施設の確保に努めます。

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2



◎-2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

事業概要	保護者の労働その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。
対象者	支援が必要な家庭

■現状

市内で事業を実施している施設はありません。

●トワイライトステイ事業の実施状況

単位：か所

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	0	0	0	0	0

■量の見込みと確保方策

トワイライトステイ事業は、ニーズ調査によると利用意向はほとんどないと判断されることから、事業の実施は検討中です。

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0



⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動を支援する事業です。
対象者	おおむね生後6か月～小学校6年生

■現状

蓮田市勤労青少年ホーム内にあるファミリー・サポート・センターが窓口となり、事業を実施しています。

●ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

単位：人

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
延べ利用人数	1,352	1,560	1,612	780	884

■量の見込みと確保方策

引き続き、ファミリー・サポート・センター事業を実施します。利用者のニーズに対応するため、提供会員の確保に努めます。

●量の見込みと確保方策（就学児のみ）

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	4,524	4,420	4,316	4,160	4,160
確保方策	4,524	4,420	4,316	4,160	4,160

※未就学児についての量の見込み、確保方策は一時預かり事業に掲載しています。



⑧-1 一時預かり事業①（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

事業概要	降園時間後も、保護者の都合でお子さんをお預かりする事業です。
対象者	3歳～5歳

■現状

認定こども園・幼稚園において、預かり保育を実施しています。

●量の見込みと確保方策

単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	1号認定による利用	3,815	3,869	3,784	3,732	3,421
	2号認定による利用	18,820	19,085	18,666	18,415	16,879
	合計	22,635	22,954	22,450	22,147	20,300
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	22,635	22,954	22,450	22,147	20,300



⑧-2 一時預かり事業②（保育園等で実施する一時預かり）

事業概要	保護者の疾病、冠婚葬祭、その他の理由で一時的に保育を必要とする場合、1歳から就学前までのお子さんを一時的にお預かりする事業です。
対象者	1歳～5歳

■現状

公立保育園2か所において、一時預かり事業を実施しています。

●一時預かり事業（保育園等で実施する一時預かり）実施状況

単位：か所

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	2	2	2	2	2

●量の見込みと確保方策

単位：人

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み		12,632	11,894	11,500	11,178	10,654
確保方策	一時預かり事業 （保育園で実施）	2,190	2,190	2,190	2,190	2,190
	ファミリー・サポート・センター事業（病児緊急対応強化事業を除く）	10,442	9,704	9,310	8,988	8,464
	合計	12,632	11,894	11,500	11,178	10,654



⑨ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
対象者	小学校1年生～小学校6年生

■現状

現在市内10か所において、事業を実施しています。平成23年4月に蓮田ねがやど学童保育所（定員60人）を開設、平成24年度には保護者会に委託し「ともだち学童クラブ」を開設しました。また、平成25年度には、黒浜学童保育所の施設を拡大し定員増加を図りました。

対象児童においては、公立の学童保育所が、小学校3年生まで、ともだち学童クラブが小学校6年生まででしたが、平成26年4月より蓮田ねがやど学童保育所・黒浜学童保育所の対象児童を小学校4年生まで拡大しました。

●学童保育所の実施状況

単位：か所、人

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
設置数	8	8	9	10	10
定員	271	301	331	351	351
児童数	242	269	279	272	273

■量の見込みと確保方策

今後も学校内の余裕教室等を利用した施設整備を行い、各小学校において、小学校6年生まで対応できるよう事業を進めます。

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
小学校					
量の見込み	515	509	492	467	472
（低学年）	383	382	367	343	348
（高学年）	132	127	125	124	124
確保方策	411	411	506	536	536



⑩ 延長保育事業

事業概要	通常の保育時間の前後に保育園が園児の保育を行う事業です。
対象者	0歳～5歳

■現状

公立保育園2か所において、午前7時から午前7時30分までと、午後6時30分から午後7時まで延長保育を実施しています。

●延長保育事業の実施状況

単位：か所

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	2	2	2	2	2

■量の見込みと確保方策

算出されたニーズ量を確保できるよう、事業を実施していきます。また、実施する施設を増やすことも検討します。

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	226	219	212	207	195
確保方策	226	219	212	207	195



⑪ 病児保育事業

事業概要	病気や病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合で、保護者の労働等の事情により家庭で保育できない場合に一時的に保育する事業です。
対象者	0歳～5歳

■現状

事業は実施していません。

●病児保育事業の実施状況

単位：か所

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
実施施設数	0	0	0	0	0

■量の見込みと確保方策

ファミリー・サポート・センター事業において病児対応を検討しています。

●量の見込みと確保方策

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	662	639	621	607	571
確保方策	662	639	621	607	571



⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

事業概要	幼稚園や保育園等は施設によって、保育料の他に教育・保育に係わる日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用を実費徴収として保護者から徴収する予定になっています。本事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、費用を助成する事業です。
------	--

■量の見込みと確保方策

事業は実施も含め、検討中です。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
------	--

■量の見込みと確保方策

事業は実施も含め、検討中です。



第5章

子ども・子育て支援事業 及び事業内容



白紙のページ



第5章 子ども・子育て支援事業及び事業内容

1 地域における子育て支援の充実

(1) 家庭における子育て支援の充実

現状と課題

子どもを保育園などに預けて就労している家庭では、施設に開所時間、閉所時間が設けられているため、就労時間が制限されることがあります。

また、核家族化の進展や地域において人と人とのつながりが希薄化している昨今では、昔のように、同居している祖父母や近所の知人などに保育園などの送り迎えを依頼したり、一時的に預かってもらうことが容易にできない状況にあります。

さらに、保護者が家庭で子育てしている場合でも、急な用事が生じたときや子育てに伴う心理的・肉体的負担を解消するために、一時的に子どもを預けたい状況が生じる場合があります。

事業名	事業概要	事業推進課
ファミリー・サポート・センター事業の推進	保育園などへ子どもの送り迎えをしたり、外出したいが子どもを連れて出かけられないときなどに、地域において子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、子育てについての助け合い活動を支援します。	子ども支援課
一時預かりの推進	保護者が外出するときやリフレッシュを必要とするときなど、一時的に保育ができないときに保育園で子どもを預かります。	子ども支援課



(2) 相談、情報提供による子育て支援

現状と課題

近年、少子化や核家族化が進み周りに子どものいる家庭が少なくなり、地域では人と人とのつながりが希薄化する傾向にあります。子育て中の家庭では、身近に相談できる人がいなかったり、子育てに関する情報が得られにくく、孤立感や育児不安を抱える場合があります。

特に在宅で子育てをしている人の孤立感や不安を軽減するため、気軽に相談することができ、また、適切なアドバイスを受けられる場所や保護者同士が交流し、情報交換や気分転換ができる環境が必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
つどいの広場の充実	乳幼児を育てている専業主婦などへの支援をするため、つどいの広場を開設し、親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で相談、交流ができる場所を提供します。	子ども支援課
地域子育て支援センターの整備充実	センターでは、子育て中の親同士、子ども同士が触れ合い、子育ての楽しさを味わいながら安心して子育てできるようサポートします。 今後も新たなセンターの整備を検討します。	子ども支援課
幼稚園などに関する情報提供の促進	幼稚園などに関する情報提供を促進します。	子ども支援課
関係機関連携による相談体制の充実	児童センター、家庭児童相談室、保育園、地域子育て支援センター、教育相談室、心のホット相談室などにおいて、身近な子育て相談窓口を整備し、関係機関と連携を図りながら来所、電話、FAX、Eメールなど多様な相談体制の充実を図ります。	子ども支援課 学校教育課
子育て情報誌の発行	家庭教育の支援を図るため、子育て中の親子が必要な保健・医療・福祉など各分野の情報や子育てサークル情報、公共施設案内などの情報を集めた子育てに関する情報誌を発行します。	子ども支援課



(3) 保育サービスの充実

現状と課題

近年、働く女性は増加傾向にあり、就労形態も多様化しています。また、離婚件数の増加などからひとり親家庭が増加しています。子育て家庭においても、就労意欲は大変高く、安心して仕事と子育ての両立ができるよう多様なニーズに対応する必要があります。

保護者の高い就労意欲を踏まえ、広く市民が利用しやすい保育サービスを提供できる環境を整え、より一層の保育サービスの充実を図ることが必要になります。

また、これまで市では、待機児童をなくすためのサービス量を確保する取組を推進してきましたが、これからは、サービスの量的確保もさることながら、サービスの質的向上を図るため、保育士の研修や施設環境の整備改善が必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
通常保育事業の充実	保育を必要とする児童を保護者に代わり、保育園で保育します。	子ども支援課
特定教育・保育施設の支援	施設型給付費の支給対象として市が確認した認定こども園、幼稚園、保育園に対し、施設型給付費を支給し、財政支援を行います。	子ども支援課
地域型保育事業の支援	新たな市町村の認可事業として、待機児童の多い0歳児から2歳児を対象とした地域型保育事業を創設し、受け入れ枠の拡充を図ります。 また、市の認可を受け、地域型保育給付費の支給対象として市が確認した施設に対し、地域型保育給付費を支給し、財政支援を行います。	子ども支援課
家庭保育室の支援	家庭保育室に対して運営費などの補助を行い、適切な保育が実施されるよう支援します。	子ども支援課
延長保育の拡充	長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、保育時間の延長実施園の拡充を推進します。	子ども支援課
病児・病後児保育事業の実施	保育園等に通所している児童が病気又は回復期にあり、保護者が労働等により家庭で保育できない場合に、一時的に保育園やファミリー・サポート・センター、病院等に付託された専用スペースにおいて保育します。	子ども支援課
保育園の整備・拡充	待機児童の解消のため、保育園の整備・拡充を図ります。	子ども支援課
学童保育所の整備・拡充	待機児童の解消のため、学童保育所の整備・拡充を図ります。	子ども支援課
学童保育所の保育内容などの充実	学童保育所の保育内容や施設の充実を図ります。	子ども支援課



保育士、学童保育所指導員などの研修の充実	各種研修会などを通して、保育士、学童保育所指導員の資質向上に努めます。	子ども支援課
特別支援学校放課後児童クラブの運営支援	特別支援学校放課後児童クラブに対して運営費などの補助を行い、適切な保育が実施されるよう支援します。	子ども支援課
発達や個性に応じた保育内容の充実	定期的に身体測定、健康診断などを行い、園児の発達・発達状況を把握し、子どもの発達や個性に応じた保育の質の向上に努めるとともに、子どもの健康や安全に配慮した保育内容の充実を図ります。	子ども支援課
保育サービスに関する情報提供	市民が施策を利用しやすいようにするため、保育サービスに関する情報提供を図ります。	子ども支援課





(4) 子どもの健全育成

現状と課題

近年の児童数の減少は、近所に同世代の友達がいなくにより仲間と一緒に遊ぶ機会の減少を招き、社会性、自主性、協調性を養うことができにくくなっています。

このことから、子どもたちが地域の中で自由に遊び、安全に過ごせる場の提供が必要になります。

さらに、子どもたちの健全育成を図るには、地域全体で取り組むことが不可欠であり、子どもたちに高齢者や中学生、高校生などの世代を超えた交流の機会を提供することや様々な地域活動を推進し、子どもたちを健やかに育てることができるコミュニティづくりが必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
青少年育成推進員連絡会の支援	青少年の健全育成を図るため、青少年にとって望ましい環境づくりの促進を図ることを目的とした事業に補助金を交付し、支援を行います。	子ども支援課
主任児童委員の活動の推進	子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。	福祉課
PTA活動への支援	児童・生徒の福祉の増進と学校教育の振興が図れるように、会員相互の研修などを図るための様々な活動を支援します。	社会教育課
地域交流機会の提供	保育園、児童センター、公民館などにおいて、異年齢児、障がい児、高齢者など様々な人々との触れ合いや交流を図ります。	子ども支援課 長寿支援課
子育てサークルの育成支援	子育てサークルに対して、活動の場や情報の収集・提供の充実を図ります。また、子育てサークル活動の活性化を図るための研修を充実し、サークルの指導者の育成を図ります。	子ども支援課 社会教育課
子育てに関するボランティア活動の促進	子どもが地域において健やかに育つため、コミュニティ活動、子ども会活動、地域におけるボランティア活動、家庭教育学級活動を促進します。	子ども支援課
母子保健推進員活動の推進	地域の子育て支援を推進するため、母子保健推進員（母子愛育会）に対する母子保健研修の充実を図ります。	子ども支援課
児童手当の支給、子ども医療費助成制度などの普及啓発	中学校卒業までの児童を養育している保護者への児童手当の支給、中学校卒業までの子どもが医療を容易に受けられるようにするための子ども医療費助成制度などの普及啓発を図ります。	子ども支援課
保育料の経済的負担の軽減	保育園の保育料の負担軽減を図るため、同一世帯から2人以上の児童が入園している保護者に対して保育料の負担の軽減を図ります。	子ども支援課



幼稚園就園奨励費の補助	幼稚園に満3歳から5歳のお子さんを通園させている保護者に対して、申請によりその世帯の課税状況に応じて補助金を交付します。	子ども支援課
就学援助費の支給	小中学校に通学している児童・生徒の家庭のうち、経済的理由により就学困難な児童生徒を対象として義務教育が円滑に受けられるように、学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費の一部を補助します。	子ども支援課
公民館などを利用した子ども向け講座の開催	子ども向けの講座などの開催や居場所づくりに向け公民館、特別教室などの活用を図ります。	子ども支援課 社会教育課
校庭開放など学校施設の活用	休日などにおける安全な遊び場づくりに向けた校庭、特別教室の活用を図ります。	子ども支援課 社会教育課
子ども読書活動推進事業の実施	子どもの読書活動の推進に関する基本計画に基づき、読書に親しむことにより子どもの健全な成長を促します。	学校教育課 社会教育課
保育園の園庭開放	保育園の園庭を開放し、保育園の子どもたちが地域の親子と触れ合いながら遊ぶことにより、地域との交流を図ります。	子ども支援課
不登校児童・生徒への支援	早期に家庭訪問などを積極的に行うとともに、心のホット相談員などを配置するなど相談体制の充実を図ります。	学校教育課
放課後子供教室の実施	放課後や週末に小学校の教室などを活用し、地域の方々が指導者やボランティアとして参加して、子どもたちがスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを実施します。	子ども支援課



(5) 子どもの権利が守られる地域づくり

現状と課題

近年、子どもの重大な権利侵害といえる児童虐待が深刻化していることから、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の普及啓発や人権教育の推進などに努め、子どもの人権を尊重する社会づくりを促進するとともに、児童虐待の予防から早期発見、早期対応、再発防止にいたる総合的な施策が必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
児童の権利に関する条約の普及	「児童の権利に関する条約」の趣旨、内容について機会をとらえ、子どもや市民に対して普及啓発を図ります。	子ども支援課 学校教育課
児童の権利擁護と尊重の推進	児童の権利を守り尊重していくため、家庭や学校、関連施設など地域が一体となって児童の問題に取り組めるよう連携強化を図ります。	子ども支援課 学校教育課



2 親と子どもの健康づくりの推進

(1) 妊娠期・乳幼児期からの健康づくり

現状と課題

出産、育児は、未体験の連続であり、多くの母親は、子どもの発達の遅れや障がい、疾病などに対する不安を抱えています。

すべての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安心して行うために、妊娠・出産から乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図り、総合的に継続した母子の健康と子どもが健やかに育つ環境整備が必要になります。

さらに、妊娠・出産の経過に満足することが、前向きに子育てをすることにつながることから、地域全体で妊娠・出産をサポートするよう、環境の整備が必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
両親学級の開催	母親や父親を対象に妊娠中の生活、出産や育児について学ぶ機会を提供することで、育児不安の軽減を図るとともに地域における仲間づくりを促し、楽しく子育てができるよう支援します。	子ども支援課 社会教育課
電話・来所相談の充実	電話相談や来所による面接により育児不安の軽減を図れるよう相談体制の充実を図ります。	子ども支援課
妊娠の届出・母子健康手帳交付	妊娠期から一貫した健康状態などを記録する母子健康手帳を交付し、母子保健の知識の普及を図ります。	子ども支援課
こども医療費助成制度などの普及啓発	こども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費支給制度、重度心身障害者医療費給付制度などの医療費助成制度の普及啓発を図ります。	子ども支援課
妊婦健康診査の普及啓発	安全な分娩と健康な子どもの出産のため、妊婦健康診査の普及・徹底を図ります。	子ども支援課
乳幼児健康診査の充実	乳幼児の発育・発達の確認や疾病、障がいの早期発見に加えて、親子の抱える様々な不安や問題に個別に対応し、乳幼児健康診査の充実を図ります。	子ども支援課
乳幼児精密健康診査の推進	乳幼児健康診査を受けた後、さらに詳しい検査が必要な乳幼児に対して、委託医療機関で精密健康診査を実施して早期の診断、治療へつなげます。	子ども支援課
発達健康相談の充実	身体面・精神面の疾病を早期に発見し、必要に応じて治療、療育へ結びつけるとともに、親子が抱える不安の軽減を図ります。	子ども支援課
予防接種の推進	様々な感染症から子どもを守り、公衆衛生の向上を図るため、予防接種を推進します。	子ども支援課



母子保健推進員による訪問活動の推進	妊産婦や乳幼児を持つ母親を訪問し、乳幼児健康診査・予防接種などの母子保健に関する情報提供を行うとともに、子育てに関する身近な相談を行うことにより、育児不安の軽減を図ります。	子ども支援課
妊産婦・新生児訪問指導の推進（乳児家庭全戸訪問事業）	妊産婦・新生児を対象に助産師、保健師が家庭訪問し、新生児の発育発達の確認や育児の方法などについてアドバイスをを行い、育児不安の解消を図ります。	子ども支援課
親子教室・親子教室OB会の開催	親子教室は、発達を促すための支援が必要な子どもに対して、小集団での関わりや遊びを通して、精神的・身体的な発達を促します。また、保護者が子どもの発達段階を正しく理解し、適切な関わりや遊びができるように支援します。また、必要に応じて子どもを適切な療養の場につなげるよう支援します。	子ども支援課
子どもの虫歯予防事業の実施	1歳6か月児健康診査時などに歯みがき指導を実施し、虫歯の予防を図るとともに歯科保健への意識向上を促します。	子ども支援課



(2) 小児医療の充実

現状と課題

少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境づくりのためには、小児医療体制の充実が重要になります。

小児救急医療体制の充実に努めていきます。

事業名	事業概要	事業推進課
小児救急医療体制の充実	子どもが、突発的な事故や病気の際に適切な医療が受けられるよう関係機関と連携して救急医療体制の充実に図ります。	健康増進課

(3) 思春期における健康づくり

現状と課題

近年、特に思春期において、人工妊娠中絶や性感染症の増加などの問題があります。また、未成年者の喫煙や飲酒、薬物の使用は、健康に悪影響を与えています。

このため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及や飲酒、喫煙、薬物に関する教育を充実するとともに、相談体制の確立が必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
性や性感染症予防に関する正しい知識の普及	思春期の性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図り、子どもの心と体の健全な育成を図ります。	子ども支援課 学校教育課
喫煙、飲酒防止教育、薬物乱用防止教育の充実	喫煙、飲酒、薬物などによる健康問題について、児童・生徒及び保護者に対する健康教育などを充実し、知識の普及を図ります。	子ども支援課 学校教育課



(4) 食育の推進

現状と課題

栄養・食生活は、生命を維持し、子どもたちが健やかに成長し、健康な生活をおくるために欠くことができない営みであり、多くの生活習慣病予防の観点から重要です。そのため、行政、食生活推進員協議会、認定こども園、幼稚園、保育園、学校などが連携し、家庭や地域において、「食育」を推進することで、子ども自身が食べ物の大切さを理解し、望ましい食習慣を身に付け、将来にわたって健康な生活を送ることができるよう取り組みます。

事業名	事業概要	事業推進課
食に関わる団体の活動支援	食を通しての健康づくりを地域に広げていくために、食に関わる団体の活動を支援します。	健康増進課 商工課
食に関する学習会などの開催	食事のあり方や望ましい食生活習慣を確立させるための講話、調理実習、相談会などを開催し、食に関する情報の普及啓発を図ります。	子ども支援課 学校教育課 社会教育課 健康増進課
食育の推進連携体制の充実	子どもの健全育成のために不可欠な食について、子どもの発達段階に応じて、様々な関係機関・団体と連携を取りながら、共通認識を持ち、幅広い観点で食育が推進できるように連携体制の充実を図ります。	子ども支援課 学校教育課 健康増進課





3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

現状と課題

少子化、核家族化の進展に伴い身近に赤ちゃんが少なくなったため、自分の子どもが生まれて、初めて赤ちゃんに接することが一般的になっています。また、家庭や地域の子育て支援機能の低下が危惧される中、育児不安や児童虐待といった社会問題も発生しています。

今後は、小さいときから乳幼児とふれあう機会を設け、命の大切さ、性に関する正しい知識、地域の仲間作りを学んでもらうことで、高い育児資質を持った将来の親を育てることが必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
子育てなどの意義に関する普及啓発	学校教育などにおいて、子育てに関する知識を習得できる機会を児童・生徒に提供し、子育てなどの意義に関する普及啓発を図ります。	学校教育課
中・高校生などと乳幼児との触れ合いの推進	小さいときから、親となる意識の醸成を図るため、授業の一貫として中学生社会体験チャレンジ事業において、認定こども園、幼稚園、保育園などで乳幼児との触れ合いや交流機会の提供を図ります。	子ども支援課 学校教育課

(2) 子どもの生きる力の育成

現状と課題

子どもたちには、いかに社会が変化しようと自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し問題を解決する資質や能力、すなわち、生きる力を身につけさせることが必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
子どもの学力向上への支援	子どもが変化する社会の中で主体的に生きていくには、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などまで含めた学力を身に付けさせることが重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を把握し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。	学校教育課
外部人材の活用	学校応援団組織の整備を進め、地域の教育力を積極的に活用し、地域の方と子どもの触れ合いや子どもの体験活動を促進します。	学校教育課



(3) 子どもの豊かな心の育成

現状と課題

子どもの豊かな心を育むためには、生命の尊さを学び、他人を思いやるなど子どもの心に響く道徳教育の充実が求められています。また、幼児期から地域、学校との連携協力による様々な体験を通して、豊かな心を育むことが重要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
豊かな心を育てる教育、福祉教育の推進	人権を大切にし、豊かな心を持った人間となるよう「心の教育」を推進するとともに、小学生から福祉に対する理解やボランティア活動などの体験学習を行うなどの福祉教育を推進します。	学校教育課
子どもの体験、交流活動の充実	地域での子どもの団体、サークル活動、学校外活動など子ども同士の相互交流や体験活動を促進します。	社会教育課
文化、芸術活動の推進	子どもの豊かな感性を育むため、文化・芸術活動の発表の場の提供や芸術鑑賞機会の提供など、文化・芸術活動を推進します。	学校教育課 社会教育課
自然や科学と親しむ活動の充実	自然や科学を気軽に親しむことができるよう、自然と触れ合う機会や科学を学べる機会を提供します。	みどり環境課 学校教育課
環境学習の推進	子どもたちが自然や環境を正しく理解し、自然と共生していけるよう、小中学校での環境学習を推進します。	学校教育課
国際交流、地域間交流の推進	中学生の海外派遣や外国青少年のホームステイなどの受け入れの推進を図るほか、市内の子どもたちと外国人の子どもたちとの交流や他市町村との身近な地域レベルでの交流を推進します。	学校教育課 自治振興課
ボランティア活動の推進	社会福祉協議会と連携し、子どもが地域社会に目を向け、社会参加を進める一環として、ボランティアの養成、ボランティア情報の収集提供やネットワークの整備を図るなどボランティア活動の促進を図ります。	学校教育課
蓮田の歴史や伝統文化との触れ合いの促進	蓮田の歴史や伝統文化に触れる機会を設けるとともに、郷土芸能、文化の伝承活動への参加を促進します。	社会教育課 子ども支援課
図書館などにおける学習活動の充実	図書館、図書室、公民館、文化財展示館、環境学習館などにおいて、子どもたちに多様な学習活動の場、機会の提供などの充実を図ります。	みどり環境課 学校教育課 社会教育課



(4) 健やかな体の育成

現状と課題

近年の都市化や少子化により、日常的に外で遊ぶ場所や仲間が減少しています。また、深夜にまで及ぶ大人の現代生活は、子どもの生活習慣も変えてしまっています。子どもは、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という子どもとして当たり前の生活を送ることができにくくなっており、体力や気力が低下することによる健康への悪影響が懸念されています。

子どもたちが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するための指導者の育成及び確保、また、子どもの健康を維持するため適切な生活習慣を身に付けるための健康教育の推進が必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
スポーツ活動の推進	子どもの体力向上や健康づくりを図るため、各種競技会の開催などを通じスポーツ活動を奨励します。	学校教育課 社会教育課
健康教育の推進	子どもが生涯に渡り心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣などを身に付けさせるための健康教育を推進します。	学校教育課
子どもの健康や体力の増進	子どもと家庭に対して健康や体力の増進のため、基本的な生活習慣が身につけられるように指導を図ります。	子ども支援課 学校教育課 社会教育課
スポーツ指導者の活用の推進	子どもたちが積極的にスポーツ活動に取り組むため、また、スポーツ活動を安全に行うことができるように、スポーツ指導者の活用を推進します。	社会教育課



(5) 信頼される学校づくり

現状と課題

社会や経済の仕組みが大きく変化する中で、学校教育に求められるものも大きく変わりつつあります。地域及び家庭と学校との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりの推進が必要になります。

また、教員の指導力は、いわば学校教育の基礎であり、子どもたちの将来にも大きな影響を与えます。教員に対し、その指導力を向上させるための指導や研修も重要になります。

さらに、学校では、児童生徒が安心して教育を受けることができる環境安全管理が重要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
特色ある学校づくりの推進	地域に根ざした特色ある学校づくりの推進を図ります。	学校教育課
教員の資質向上	教育の資質の向上を図るため、研修、評価体制の充実を図ります。	学校教育課
安全管理に関する取組の推進	安全体制の整備、来訪者確認の徹底を図ります。	学校教育課
情報化に対応した教育の推進	情報及び情報手段を選択、活用する能力を育てる教育を推進するため、コンピュータなどの情報機器及び教育用ソフトウェアの整備充実を図ります。	学校教育課
国際性を育む教育の推進	世界の人々との相互理解と友好を深めるため、児童生徒と交流ができる公民館事業、イベント、総合的な学習の時間などを活用し、小学校での外国語会話を含めた国際理解教育を推進します。	学校教育課 社会教育課
特別支援教育の充実	障がい児が身近で適切な教育を受けられるよう、教職員の研修機会の充実や施設改善など障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。	学校教育課
小・中学校の改修	計画的に老朽化した校舎などの改修を図ります。	教育総務課



(6) 幼児教育の充実

現状と課題

幼児期は、子どもたちにとって生涯にわたる人間としての健全な発達や社会性を培う上で基礎となる重要な時期であり、豊かな人間性に根ざした生きる力を身に付けることが大切です。さらに、充実した幼児期の生活が児童期への発達の流れをつくり出していく視点を持つことが重要であります。

また、認定こども園と幼稚園及び保育園は、就学前の子どもを対象として、それぞれの目的と役割を果たしていますが、同じ地域に子どもが少なくなった今、子どもを中心に考えたとき、認定こども園、幼稚園、保育園の枠を越えて、子どもたちが友だちと十分関わって育つことが望ましいと考えられます。そのためには、関係職員の研修機会の拡充や、認定こども園、幼稚園、保育園、小学校との関連性を深め、家庭教育とも連携しながら教育効果の向上に努める必要があります。

事業名	事業概要	事業推進課
認定こども園、幼稚園、保育園、小学校との連携	認定こども園、幼稚園、保育園から小学校就学への円滑な移行のための連携強化を図ります。	子ども支援課 学校教育課

(7) 家庭教育への支援の充実

現状と課題

家庭教育とは、人が生活していく上での「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、家庭における幼児期の教育がその人の一生に大きな影響を与えても過言ではありません。家庭には、社会で生活していく上で大切なルールなどをきちんと身に付けさせるという役割があります。

しかし近年、都市化、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化など家庭や家庭を取り巻く社会情勢は大きく変化しているため、家庭の教育力の低下が進んでいます。また、親の暴力や子育ての放棄などの児童虐待は、社会に様々な問題を提起していますが、それらの原因としては、子育てを重荷に感じることなどの様々な要因が考えられます。

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の充実が必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
家庭教育への支援の充実	家庭教育、家族関係、子育てなどに関する情報提供や学習機会の提供などにより地域としての子育て支援の充実を図ります。	子ども支援課
教育指導者の活用の推進	家庭教育全般についての指導者の登録受付を行い、市民が円滑に講師の選定ができるよう活用の推進を図ります。	子ども支援課



(8) 地域の教育力の向上

現状と課題

子どもたちは、地域の中で様々な経験をし、心身ともに健やかに成長していくことが望まれています。子どもが心豊かに成長していくためには、家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちを育てる地域の教育力の向上を図らなければなりません。特に、乳幼児期から近所の人々との触れ合い、地域での行事やボランティア活動に参加することで、自分の住むまちへの関心やまちづくりの意識を高める必要があります。

事業名	事業概要	事業推進課
地域のスポーツ環境の整備	体力向上や健康づくりを図るため、スポーツ少年団活動の支援や初心者から参加できるスポーツ教室などを開催します。	社会教育課
親子で参加できるイベントの開催	気軽に親子で参加できる各種体験活動を開催します。	子ども支援課 社会教育課
子ども会など地域活動の機会の充実	地域や関係機関などの協力による地域活動を促進します。	社会教育課

(9) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

次代を担う子どもたちが健全に成長することは誰もが望むことであります。一方、急激な情報化の進展、過度の商業主義的風潮のまん延などにより、子どもを取り巻く有害社会環境のもたらす悪影響が懸念されます。

有害図書などの調査や子どもたちにとって害となる施設への立ち入り制限、また、関係機関やボランティアなどの地域住民と協力し、関係業界に自主的な措置をとるよう働きかけをすることが必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
健全育成対策の充実	子どもたちが心身ともに健全に成長できるよう、地域社会が一体となり、街頭啓発活動を推進し、関係業界へ有害図書などの自主的な撤去を行うよう働きかけを図ります。	子ども支援課 学校教育課



4 安心して子育てができるまちづくり

(1) 住みやすい居住環境の推進

現状と課題

近年、シックハウス症候群という言葉をよく耳にします。新築の家、マンションなどに引越しをしたら、頭痛やめまいがしたり、子どもの喘息がひどくなるなど、アレルギー症状が出るというようなことがこれに当たります。子どもの健康を守る観点から室内環境の安全確保のため、シックハウス対策を推進する必要があります。

事業名	事業概要	事業推進課
住宅の確保に関する情報提供	県営住宅の利用方法などの情報提供を行います。	建築指導課
融資制度利用の促進	勤労者向けの住宅の取得を支援するため、融資制度の利用促進を図ります。	商工課
シックハウス対策の推進	室内環境に悪影響を及ぼす恐れのある建築資材の使用を減らすよう啓発します。	建築指導課

(2) 安全な道路交通環境の整備

現状と課題

交通安全は、一人ひとりが交通安全の意識を持ち、実践することが重要です。交通事故の減少を図るとともに地震や火災の発生に備えた道路、歩道などを整備し、妊婦や子ども、障がい者などすべての人が安全で利便性の高い「福祉のまちづくり」を推進する必要があります。

事業名	事業概要	事業推進課
安全な道路交通環境の整備	親子などが安心して通行できる道路を整備します。また、小・中学校の通学路の整備を推進します。	自治振興課 道路課



(3) 安心して外出できる環境の整備

現状と課題

都市化などが進展する中、妊婦や子ども連れの人たち、障がい者などが安全で快適に生活していく上で、現在の社会には様々な障壁（バリア）が存在します。道路、公園、公共交通機関、公的建築物などにおいて、バリアフリー化を推進することが重要であります。また、子育て世帯が安心して利用できるトイレなどを整備するとともにバリアフリー情報を提供することが必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
公共施設などのバリアフリー化の推進	子どもや妊産婦などが安心して利用できるよう、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、道路や公共施設などのバリアフリー化を推進します。	健康増進課 建築指導課 みどり環境課 自治振興課 社会教育課 庶務課
子育てにやさしい公共施設などの整備	子育て中の親子が利用しやすいよう、授乳コーナー、ベビーベッド、乳児イス、子ども用トイレなどを設置し、子育てにやさしい公共施設などを整備します。	子ども支援課 健康増進課 自治振興課 社会教育課 庶務課
パパ・ママ応援ショップ事業の実施	中学生までの子どもまたは妊娠中の方がいる家庭を応援するため、店舗等で割引などの特典が受けられる応援ショップ事業を埼玉県と共同で実施します。	子ども支援課



(4) 安全なまちづくりの推進

現状と課題

子どもたちが犯罪などの被害に遭わないようにするため、道路、公園、公共施設などについて、犯罪防止に配慮した環境設計が必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
街路灯などの整備の推進	犯罪や交通事故などの防止を図るため道路に出ている樹木の枝の管理指導や市道、公園などに照明灯、道路反射鏡の設置などの整備を推進します。	みどり環境課 自治振興課
防災対策の充実	家庭に対して防災啓発パンフレットの配布や総合防災訓練の実施などにより、防災知識や災害対応力の向上を図ります。	危機管理課 消防課

(5) 子どもが生き生きと遊べる環境づくり

現状と課題

子どもたちにとっての遊びの重要性は既に周知のことですが、近年の少子化の進行などにより近くに同世代の友達がいなかったり都市化により遊び場が減少したことなどから、テレビゲームなどで家庭内で遊ぶことが増え、屋外で自由に仲間と遊ぶ機会が減少しています。子どもたちが、身近なところで安全に生き生きと遊べる環境の整備と維持管理が必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
公園の整備推進	緑の中で子どもたちが安全・安心に楽しく過ごすことのできる公園の整備、簡易児童遊園地の遊具の点検などの維持管理に努めます。	子ども支援課 みどり環境課
児童センター事業の充実	子どもの年齢、発達に応じて楽しめる催しの企画や親同士、子ども同士の交流を図るなど事業内容の充実を図ります。	子ども支援課
学校施設の環境整備及び活用の推進	子どもたちが身近に利用できる遊び場、運動場を確保するため、小中学校などの体育施設、校庭などの環境整備及び活用を推進します。	学校教育課 教育総務課 社会教育課
農林地などの保全及び多面的活用の促進	農林地、沼地などを保全し、さらに活用を図ることにより、子どもたちが自然の営みに触れたり、体験できる場の提供を促進します。	学校教育課



5 仕事と子育て両立への支援

(1) 仕事と子育て両立への支援

現状と課題

仕事と子育ての両立を支援するため、多様な働き方に合わせた保育サービスなどの充実が求められています。また、仕事時間と生活時間のバランスがとれるように働き方の見直しを進めることが重要であります。

働きながら子育てをするためには、家庭や地域における支援体制の整備をするとともに、事業主の子育てに対する理解と協力が必要になります。制度的には女性も男性も育児の際に一定の休暇をとることは可能となっていますが、大半が女性による取得で男性はほとんどこの制度を利用していない状況にあります。また、育児のために退職せざるを得ない女性も多いのが現状です。一方、働き続ける場合には育児休業期間前後においても労働時間の短縮や子どもの急病への対応、育児に無理のない職務内容など事業主のきめの細かい対応が望まれます。

このほか、いったん退職した人の職場復帰や再就職などの問題もあります。働きながら子育てをしている人が安心して子育てができるように、各関係機関と連携し、職場での環境整備を推進する必要があります。

事業名	事業概要	事業推進課
育児休業制度の普及定着	育児休業制度、育児休業給付制度の普及定着を図ります。	商工課
再就職・再雇用の情報提供	出産や育児などにより退職した女性の再就職を支援するために、公共職業安定所など関係機関と協力しながら求人情報などの資料の提供を図ります。	商工課



(2) 男女共同参画意識の高揚

現状と課題

近年、女性の社会進出は目覚しく、幅広い分野で活躍する人が増えてきており、男女ともに仕事と家庭の両立ができるよう様々な取組が行われています。また、働く人々の就業意識も大きく変化しており、女性の社会参加を肯定する意識は男女ともに高く、仕事や家庭について男女ともに平等であるべきと認識されてきています。

しかし、まだ職場における男女平等や就業環境の改善の遅れなど社会における男女共同参画は進んでいない面もあります。

また、家庭生活においては、男女が家事や育児を分担して行き、共に協力し合いながら家庭を築き上げることが求められています。

家庭において男女共同参画を推進していくためには、男性も積極的に育児や家事に参加し、「男性は仕事、女性は家庭と子育て」などの固定的な男女の役割分担意識を解消していくことが必要になります。

男女共同参画による社会づくりと家庭づくりは、豊かな生き方と子どもの健全育成には重要であり、子育てについて男女共同参画意識を普及啓発することが必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
男女共同参画意識の普及啓発	市民一人ひとりが男女共同参画意識の関心を高めるため、情報の収集、情報誌の発行、講演会の開催などを行います。	庶務課
男性の子育て参加の促進	男性を対象とした家庭生活能力を高める機会の充実を図るとともに、父親が子育てに参加しやすい環境の整備に努めます。また、男性も育児休業を取得できるような機運の高揚を図ります。	子ども支援課 庶務課





6 子どもの安全確保の推進

(1) 子どもの交通安全対策の推進

現状と課題

子どもたちの交通安全を確保するため、交通安全教育を徹底し、子どもたちに交通安全意識の普及を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、警察、学校、自治会など関係団体と連携し、交通事故防止に向けた取組を推進することが必要であります。また、子どもの生命を守るために義務付けされているチャイルドシートの正しい使用方法の普及啓発活動などの推進が必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
交通安全教育の推進	子どもたちを交通事故から守るため、認定こども園、幼稚園、保育園、小学校、中学校などで交通安全教室を開催します。	子ども支援課 学校教育課 自治振興課
交通指導員の配置	主に小学校の登校の交通安全を図るため、市内通学路の交差点などに交通指導員を配置します。	自治振興課
放置自転車対策の推進	自転車駐車場の整備及び管理運営を行うとともに駅周辺などの放置自転車の撤去を行うことにより、歩行者の安全を図ります。	自治振興課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの正しい着用について普及啓発を図ります。	自治振興課



(2) 子どもを犯罪から守る環境づくり

現状と課題

子どもたちにとって危険な犯罪には、誘拐、わいせつ行為、暴行、恐喝などがあります。事件に遭わないためには、親が子どもから目を離さないことが最も良い方法ですが、常に子どもを見守ることは現実的に不可能です。子どもを犯罪から守るためには、普段から防犯意識を強く持ち、地域の防犯活動に取り組み、安全で安心なまちづくりを推進することが必要になります。犯罪などに関する情報提供や学校周辺の犯罪の温床となりやすい場所の確認、登下校時のパトロールへの参加など地域の住民たちが協力して防犯に取り組むことが重要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
関係機関・団体によるパトロールの実施	地域、団体、関係機関がネットワークを組織していち早く被害情報を提供し、パトロール活動を促進します。	学校教育課 危機管理課 福祉課 道路課
防犯ボランティア活動の推進	地域での犯罪発生状況や具体的な防犯対策が容易に理解され、自主防犯行動が実践されるようにするために、防犯活動に必要な物品購入の補助や犯罪から子どもを守るため、緊急の避難場所として、「子ども110番の家」の設置数の拡大を図ります。	学校教育課 危機管理課
街路灯設置及び維持管理	必要な場所への街路灯の設置と補修管理を行います。	自治振興課
防犯意識の啓発	自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、防犯ブザーを配布する等地域ぐるみの防犯意識を高めます。	学校教育課 危機管理課

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

現状と課題

最近、子どもたちが犯罪、いじめ、児童虐待などの被害に遭うケースが増加しています。突然、犯罪の被害に遭えば、身体への直接的な被害ばかりではなく、精神的にも大きなショックを受けます。また、保護者も何をしたらよいのか悩まされます。

子どもの立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など関係機関と連携したきめ細かな支援が必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
被害に遭った子どもの保護の推進	被害に遭った子どもや家族への援助の方法など、関係機関と連携して対応を図ります。	子ども支援課 学校教育課



7 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進

(1) 児童虐待防止に向けての取組

現状と課題

近年、児童虐待に関する相談件数は、増加する傾向にあり、その内容も複雑化し、深刻な社会問題となっています。虐待により身体的な障がいを持つようになり、最悪の場合死亡することもあります。また、心の傷が生涯にわたり、精神的な障がいや社会不適應の状態になることもあり、自分が親になったときに子どもを虐待してしまうケースも見受けられます。児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に大きな影響を与えるものであり、迅速な対応が求められます。

虐待防止策としてはまず予防が大切であり、健全育成を推進することと、何らかの不安をかかえている家庭に対して援助する仕組みを構築することが必要になります。次の段階としては早期発見、早期対応が大切です。そして最後に再発防止策が必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
児童保護相談の充実	児童保護の必要な家庭の相談に応じ、関係機関と連携して児童相談体制の充実を図ります。	子ども支援課 学校教育課
要保護児童対策地域協議会の充実	関係機関や地域が一体となり、児童虐待を予防するとともに虐待の早期発見に努め、早期対応を図ります。	子ども支援課 学校教育課
親と子の心の健康づくり対策の推進	親子の触れ合いを深めるためのセミナー、イベントを開催し、親と子の心の交流を図ります。	子ども支援課
里親制度の普及啓発	児童相談所と連携を図り、より家庭に近い生活環境で子どもを保護・養育する里親制度の普及啓発を図ります。	子ども支援課
養育支援訪問事業の実施	こんにちは赤ちゃん訪問事業等の結果、保護者への養育支援が必要な家庭や保護者に養育させることが困難な家庭、または出産前に支援が必要な家庭に対し、訪問により養育に関する相談、指導、助言その他の支援を行います。	子ども支援課



(2) ひとり親家庭などの自立支援の推進

現状と課題

近年、離婚の増加などによりひとり親家庭が増えており、子育てをする上で経済的に不安定な状態であったり、家庭生活においても多くの問題や不安を抱えている場合が見受けられます。特に母子家庭については、母親の就労などによる収入をもって経済的に自立した上で、子育てができることが子どもの成長にとって重要であります。また、不安や負担の軽減のための相談体制及び必要な情報を提供できる体制の確立が必要になります。

事業名	事業概要	事業推進課
児童扶養手当などの支給及び普及啓発	ひとり親家庭などへ児童扶養手当の支給、医療費の一部を助成します。	子ども支援課
JR通勤定期乗車券割引制度の普及啓発	児童扶養手当の受給世帯員が、市が発行した証明書を提示することにより、3割引でJR通勤用定期乗車券を購入できる制度の普及啓発を図ります。	子ども支援課
母子家庭の母親の就業促進	公共職業安定所など関係機関と協力しながら就職を支援するために、求人情報などの資料の提供を図ります。	商工課
母子及び寡婦福祉資金貸付制度の周知	母子家庭の経済的自立や児童の福祉増進を図るために修学資金などの貸付制度の普及啓発を図ります。	子ども支援課
優先入所の推進	ひとり親家庭の児童の保育園、学童保育所への入所については、入所選考基準に優先的に入所しやすい施策の推進を図ります。	子ども支援課
母子家庭等自立支援給付金事業の実施	母子家庭の母が経済的に自立することを支援するため、指定教育講座を受講した場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。また、母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養成機関において、2年以上のカリキュラムを修業する場合に、高等技能訓練促進費を支給します。	子ども支援課



(3) 障がいを持つ子どもへの支援

現状と課題

妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断は、障がいの原因となる疾病の早期発見や事故の予防に大きな役割を果たします。このことから、妊婦及び乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れや障がいの早期発見ができる体制づくりが重要になります。また、発達の遅れや障がいが発見された子ども及び保護者に対し、適切な医療や指導が受けられるような支援体制の確立が必要です。

さらに、障がい児が、障がいのない子どもとともに身近な地域で生き生きと安心して成長できるよう、保育園、幼稚園、学校などの障がい児の受け入れ推進が重要になります。

また、放課後等デイサービスや日中一時支援事業など在宅福祉サービスの提供が必要です。

事業名	事業概要	事業推進課
障がい児保育の推進	保育園では、集団保育が可能な保育の必要がある障がい児の受け入れを推進し、子ども一人ひとりにあった保育を行います。	子ども支援課
早期発見体制の充実	妊婦健康診査や乳幼児健康診査の充実と受診勧奨に努め、疾病の予防や障がいの早期発見を図ります。	子ども支援課
療育体制の整備	療育の必要があると認められた乳幼児に対しては、事後指導を充実し、関係機関と連携し、十分な療育の推進を図ります。また、障がい児の家庭療養を支援するため、障がい児教育や一時保育など保育園の機能充実を図るとともに、学童保育所への受け入れ推進などの放課後児童対策の充実を図ります。さらに、早期に適切な療養が受けられるよう心身障害児通園施設の充実を図ります。	子ども支援課
障がい児在宅福祉サービスの充実	障がい児の日常生活の利便性を図るため、補装具支給事業、日常生活用具支給事業、居宅介護サービス事業及び移動支援事業により、障がい児の福祉の向上を図ります。	子ども支援課
障がい児の保護者への経済的支援	障がい児を育てている保護者への特別児童扶養手当の支給、障害児福祉手当の支給、在宅重度心身障害者手当の支給、自動車税・自動車取得税の減免、重度心身障害者医療費の助成、市県民税・所得税の障害者控除、鉄道運賃・バス運賃、有料道路料金の割引など、子どもの障害等級により様々な支援が受けられる制度の普及啓発を図ります。	子ども支援課

白紙のページ

第6章

計画の推進について



白紙のページ



第6章 計画の推進について

1 計画の周知

この計画は、子どもがいきいきと学び・遊び、子育て中の保護者が安心して暮らせる地域社会づくりを目指しています。

家庭、地域、事業所などでの地域住民等の主体的・積極的な取組を促進するために、広報、ホームページへの掲載、概要版の作成・配布など、この計画の周知に努めます。

2 地域全体で取り組む子育て支援

(1) 住民・関係団体等との連携・協働体制

子どもと子育てを社会全体で支援していくためには、市民や認定こども園、幼稚園、保育園、学校その他の子育てに関わる関係機関や団体と行政が協働することが重要となってきます。

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部署、関係機関・団体などとの連携を深め、情報の共有を図りながら事業の推進調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政など、住民一人ひとりが、子どもが安全かつ安心して暮らせる社会をつくるための責任や役割を自覚し行動をとることが大切です。

社会全体で力を合わせながら、子どもと子育てに関わり、様々な子育て支援の施策に取り組みます。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育て支援のニーズは年々多様化の一途をたどっています。子育てに関わる保育士や保健師、教員など専門の職員だけでなく、自治会や子供会、PTA、民生委員児童委員、育児サークル、保育ボランティアなど、地域で子どもと子育てを支援する団体における情報の共有化を促進するとともに、幅広い人材の確保と育成ができるように努めます。

(3) 住民参加・参画の推進

本計画の推進にあたっては、広報やホームページ等による情報の発信に努め、様々な実施事業を通じ、住民や企業・関係団体等の理解を深めます。さらに、住民による地域ぐるみでの取組を支援し、ボランティア活動の活性化、住民参加型の事業、行事等の充実に努め、住民一人ひとりが子育て環境づくりに参加・参画できる体制を推進します。



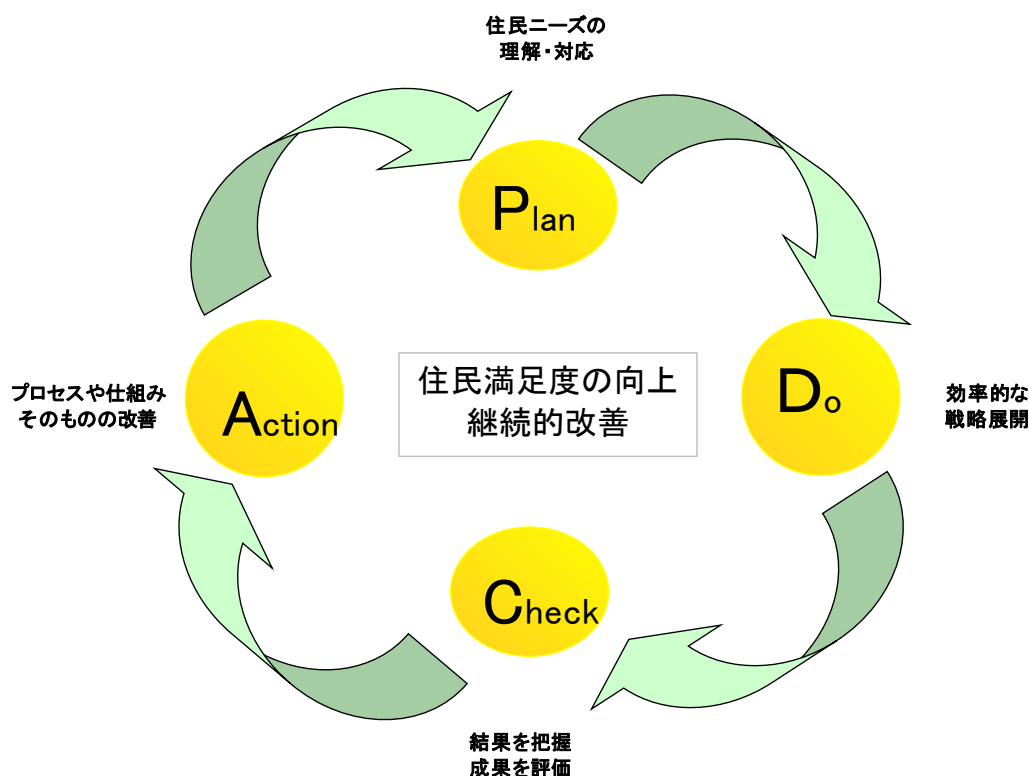
3 計画の進行管理

(1) 進行管理体制

計画の進捗状況を蓮田市児童福祉審議会に報告し、審議会における審議内容に基づいて、計画の軌道修正を行います。


この計画の進行管理にあたって、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本方針とします。

このサイクルは、個々の事業ごとにP→D→C→Aと回り、再度、見直し後のPにもどり、事業方針の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図ることを年度ごとに繰り返していきます。



(2) 庁内推進体制

本計画は子ども・子育て支援の基本計画であり、計画に含まれる分野は、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境等様々な分野にわたっています。このため関係部署、関係機関、団体等の連携を図りながら総合かつ効果的な計画の推進及び進捗管理を図ります。



資料編

資料編

1 計画策定の経過

	日付	実施項目	内容
平成 25 年度	11月6日	第1回蓮田市児童福祉審議会	・子育て支援に係るアンケート調査の検討
	12月6日 ～12月25日	アンケート調査	・市内在住の就学前児童（0～5歳）のいる保護者 1,200人 回収率 56.2% ・市内在住の小学校就学児童（6～11歳）のいる保護者 1,200人 回収率 55.2%
	3月17日	第2回蓮田市児童福祉審議会	・子育て支援に係るアンケート調査の結果報告
平成 26 年度	7月15日	第1回蓮田市児童福祉審議会	・計画骨子案の検討
	11月12日	第2回蓮田市児童福祉審議会	・計画素案の検討
	12月22日 ～1月21日	パブリックコメントの実施	・ホームページ、子育て関連施設等にて募集
	2月16日	第3回蓮田市児童福祉審議会	・計画案の検討 ・市長諮問
	3月20日	第4回蓮田市児童福祉審議会	・計画案の検討 ・審議会答申

2 蓮田市児童福祉審議会条例

○蓮田市児童福祉審議会条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、蓮田市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項及び子ども・子育て支援に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 児童福祉に関係のある者
- (3) 教育に関係のある者
- (4) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日条例第21号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日条例第33号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

3 蓮田市児童福祉審議会委員名簿

氏名	選任区分	選出団体等	備考
三浦眞之丞	3号委員 (教育関係者)	県立特別支援学校長経験者	会長
白鳥 重子	2号委員 (児童福祉関係者)	保育園長経験者	副会長
湯谷百合子	1号委員 (学識経験者)	蓮田市議会議員	
田口 伸	1号委員 (学識経験者)	埼玉県中央児童相談所長	
石井 文枝	2号委員 (児童福祉関係者)	子育てネットワークハスタ	
菅野由紀子	2号委員 (児童福祉関係者)	子育てネットワークハスタ	
宮下よね子	2号委員 (児童福祉関係者)	民生委員・児童委員 (児童母子合同部会長)	平成26年1月まで
中條 敏美	2号委員 (児童福祉関係者)	民生委員・児童委員 (児童母子合同部会長)	平成26年2月から
田中 雪心	3号委員 (教育関係者)	幼稚園長	平成26年1月まで
渡辺 美信	3号委員 (教育関係者)	幼稚園長	平成26年2月から
西澤 決子	4号委員 (公募による委員)	公募による委員	

4 子どもと家庭に関する相談窓口一覧

■市の相談窓口

名 称	電話番号	相談日、時間	内 容
家庭児童相談 (家庭児童相談室)	768-3111	※月・火・木・金曜日 午前 9 時～午後 4 時	子どもの生活習慣、言葉の遅れ、性格、行動など子どもや家庭に関する相談
育児相談 (関戸子育て支援センター)	766-8998	※火・金曜日 午前 10 時～午後 3 時	乳幼児の子育てに関する相談
育児相談 (黒兵子育て支援センター)	765-6111	※火・木曜日 午前 10 時～午後 3 時	
育児相談 (つどいの広場 おひさま)	769-3310	※月・水曜日 午前 10 時～午後 3 時	
育児相談 (子育てひろば ぼこ)	769-7852	※火・水・木曜日 午前 10 時～午後 1 時	
育児相談 (児童センター子育てひろば)	768-1141	※火・水曜日 午前 10 時～午後 3 時	
乳幼児相談 (予約制)	768-3111	※日時は、子ども支援課に問合せ	
教育相談 (教育相談室)	768-3111	※水・木曜日 午前 9 時～午後 4 時	子どものしつけ、学業、いじめなどに関する相談
心のホット相談室 (年度により相談時間の変更有)			いじめ、不登校、友達関係、生活習慣、学習などに関する相談
蓮田中学校内	768-0110	※月～金曜日 午前 9 時～午後 2 時 45 分	
蓮田南中学校内	769-9933	※月～金曜日 午前 9 時～午後 2 時 45 分	
黒浜中学校内	769-8195	※月～金曜日 午前 9 時～午後 2 時 45 分	
黒浜西中学校内	764-1110	※月～金曜日 午前 9 時～午後 2 時 45 分	
平野中学校内	766-9393	※月～金曜日 午前 9 時～午後 2 時 45 分	
適応指導教室「エコー」 (教育センター)	764-3665	※火・水・木曜日 午前 9 時～午後 4 時	いじめ、不登校、友達関係などに関する相談や生活のリズムを整えながら学校復帰ができるように通所しながら指導・援助します。

*祝日、年末年始は休みです。

5 児童関連施設一覧

■ 子どもの施設

名 称	所 在 地	電話番号・FAX
中央保育園	上 2-11-2	768-6467 FAX 768-6471
閩戸保育園(一時預かり)	閩戸 3126-1	766-8992 FAX 766-8995
閩戸保育園子育て支援センター		766-8998 FAX 767-1298
心身障害児通園施設 「さくら園」		767-1171 FAX 767-1172
黒浜保育園(一時預かり)	黒浜 3119	769-3150 FAX 769-3164
黒浜保育園子育て支援センター		765-6111 FAX 765-6955
蓮田南保育園	蓮田 2-182	768-1777 FAX 768-1714
東保育園	東 5-8-32	764-4600 FAX 764-4602
蓮田ねがやど保育園	蓮田 4-79	764-3031 FAX 764-3032
(仮称)蓮田みぬま保育園	見沼町地内に施設を整備します。	
新宿保育園	西新宿 5-92	769-4101 FAX 796-8441
認定こども園しらゆり (しらゆり幼稚園・しらゆり保育園)	御前橋 1-5-5	768-1800 FAX 768-0629
しらゆり子育て支援センター		
中央学童保育所	関山 3-6-10	769-4444 FAX 769-4444
黒浜西学童保育所	西新宿 3-84	765-5250 FAX 765-5254
蓮田南学童保育所	蓮田 2-182	768-6141 FAX 768-6141
黒浜南学童保育所	黒浜 722	764-2308 FAX 764-2308

平野学童保育所	井沼 935-1	766-0521 FAX 766-0521
蓮田北学童保育所	閩戸 3232-6	766-1121 FAX 766-1128
黒浜学童保育所	黒浜 3069	765-1666 FAX 765-1660
黒浜北学童保育所	南新宿 800	765-8880 FAX 765-8881
蓮田ねがやど学童保育所	蓮田 4-77	765-0955 FAX 765-0955
ともだち学童クラブ	黒浜 980-2 黒浜幼稚園内	080-5057-2404
つどいの広場・おひさま	西新宿 3-84	766-3310
子育てひろば・ぽこ	蓮田市閩戸 2391	769-7852 FAX 769-7852
児童センター	蓮田 2-182	768-1141 FAX 768-1714
はずだファミリー・サポート・センター	見沼町 4-3	765-1411 FAX 765-3355

■ 民間保育施設

名 称	所 在 地	電話番号
保育園フルーツバスケット ※1	南新宿 950-4	764-5119
星の子保育園 ※1	東 6-1-4	812-7771
(仮称)星の子ステラ保育園 ※1 (平成27年4月開所予定)		
中村家庭保育室	東 3-3-24	769-1778
花星幼稚園	西城 3-74	768-4085

※1 平成27年度から小規模保育事業に移行予定です。

■ 幼稚園

名 称	所 在 地	電話番号
蓮田幼稚園	関山 3-2-27	768-0219
黒浜幼稚園	黒浜 980-2	768-1083
新宿幼稚園	西新宿 5-92	796-8441
大山幼稚園	閏戸 4034	766-5484
認定こども園しらゆり (しらゆり幼稚園・しらゆり保育園)	御前橋 1-5-5	768-1800

■ 学校

名 称	所 在 地	電話番号・FAX
蓮田南小学校	東 6-9-11	768-0074 FAX 768-0610
蓮田北小学校	閏戸 3236	766-2015 FAX 766-2050
平野小学校	井沼 937	766-1308 FAX 766-1050
黒浜小学校	黒浜 3069	768-1047 FAX 768-1460
蓮田中央小学校	関山 3-6-1	768-0073 FAX 768-0510
黒浜西小学校	西新宿 3-84	769-3169 FAX 769-2301
黒浜南小学校	黒浜 722	769-4814 FAX 769-2302
黒浜北小学校	南新宿 800	768-4180 FAX 768-4141
蓮田中学校	閏戸 147-1	768-0064 FAX 768-0720
平野中学校	井沼 932	766-9003 FAX 766-9080
黒浜中学校	黒浜 4748	768-0314 FAX 768-0726

蓮田南中学校	蓮田 1519	769-2021 FAX 769-2027
黒浜西中学校	黒浜 3862	768-5454 FAX 768-5455
蓮田松韻高等学校	黒浜 4088	768-7820
蓮田特別支援学校	黒浜 4088-4	769-3191

■ 市役所

名 称	所 在 地	電話番号・FAX
蓮田市役所	黒浜 2799-1	768-3111 FAX 765-1700

■ 社会福祉協議会

名 称	所 在 地	電話番号・FAX
社会福祉協議会 (ふれあい福祉センター)	関山 4-5-6	769-7111 FAX 768-1815

■ 警察

名 称	所 在 地	電話番号
岩槻警察署蓮田交番	東 6-2-24	768-1101
岩槻警察署黒浜西交番	城 647-4	769-9909
岩槻警察署平野駐在所	井沼 942-1	766-1925

■ 水道

名 称	所 在 地	電話番号・FAX
上下水道部	関戸 88	768-1111 FAX 768-0450

■ 消防

名 称	所 在 地	電話番号・FAX
消防本部	閩戸 178-1	768-0119 FAX 768-9937
消防署南分署	馬込 1800-8	769-4396 FAX 769-4401

■ 集会施設

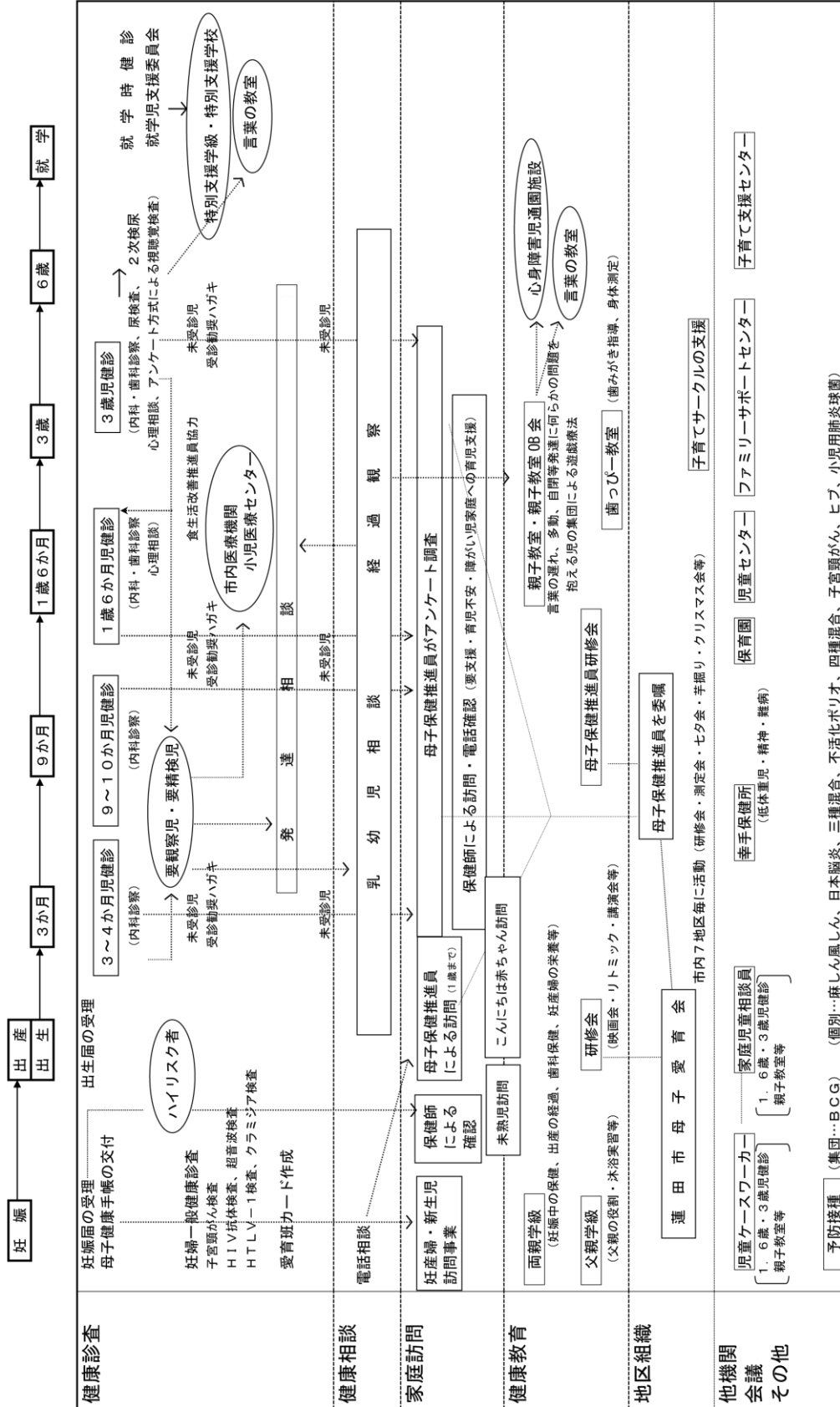
名 称	所 在 地	電話番号・FAX
中央公民館	東 6-1-8	769-2002 FAX 768-0149
中央公民館閩山分館	閩山 4-5-32	769-7833 FAX 769-7833
勤労青少年ホーム	見沼町 4-3	768-8743 FAX 768-8743
コミュニティセンター	貝塚 1015	766-8377 FAX 766-8378
環境学習館	黒浜 1061	764-1850 FAX 764-1850
西新宿会館	西新宿 2-129-1	768-6782
農業者トレーニングセンター	井沼 1071	766-5974 FAX 766-5974

■ その他

名 称	所 在 地	電話番号・FAX
図書館	上 2-11-7	769-5198 FAX 769-7690
総合市民体育館	閩戸 2343	768-1717 FAX 768-1817
文化財展示館	黒浜 2801-1	764-0991 FAX 764-0991
駅西口連絡所	本町 1-2	768-7806
平野連絡所	井沼 1071	766-8080

6 蓮田市母子保健事業システム図

蓮田市母子保健事業システム図



蓮田市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行 蓮田市
編集 蓮田市教育委員会 生涯学習部 子ども支援課
〒349-0193 蓮田市大字黒浜 2799-1
TEL (048)765-1715 (ダイヤルイン)
ホームページ www.city.hasuda.saitama.jp/
